



令和 7 (2025) 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

研究活動スタート支援

令和 7 (2025) 年 3 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業－科研費－「研究活動スタート支援」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

II. 公募の内容

III. 応募する方へ

IV. 研究機関の方へ

V. 関連する留意事項等

により構成しています。

このうち、「II. 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III. 応募する方へ」及び「IV. 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、令和 7 (2025) 年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、令和 7 (2025) 年度公募における、主な変更点は次頁のとおりです。

重要説明事項

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
なお、研究計画調書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範一改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- ・ 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

＜令和 7 (2025) 年度公募における主な変更点＞

（１）研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和 7 (2025) 年度公募からは、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を科研費電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。

特に、e-Rad において、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(2\) 研究者情報登録の確認 \(e-Rad\)](#)」及び「[Ⅳ. 研究機関の方へ 3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと \(2\) 研究者情報登録の確認 \(e-Rad\)](#)」参照）

（２）安全保障貿易管理の体制整備について

- 科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の輸出（提供）を予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めています。

令和 7 (2025) 年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は、研究機関の管理体制の有無について確認を行います。

提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ず e-Rad へ登録してください。（「[Ⅳ. 研究機関の方へ 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと \(11\) 安全保障貿易管理体制の整備について](#)」及び「[Ⅴ. 関連する留意事項等 7. 安全保障貿易管理について（海外への漏えいへの対処）](#)」参照）

目 次

はじめに	3
＜令和 7 (2025) 年度公募における主な変更点＞	4
I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等	7
1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	7
2. 研究種目	7
3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	8
4. 科研費に関するルール	8
5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等	10
6. 科研費により得た研究成果の発信等について	14
II. 公募の内容	17
1. 公募する研究種目	17
2. 応募から交付までのスケジュール	18
3. 審査等	20
III. 応募する方へ	22
1. 応募の前に行うべきこと	22
2. 重複制限の確認	25
3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	29
4. 研究者が遵守すべき行動規範について	33
5. 研究倫理教育の受講等について	33
6. 研究者情報の researchmap への登録について	34
7. 審査への参画について	34
IV. 研究機関の方へ	35
1. 科研費制度の趣旨、目的の共有	35
2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	35
3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと	40
4. 応募書類（研究計画調書）の提出等	40
V. 関連する留意事項等	42
別表 1 令和 7 (2025) 年度研究活動スタート支援 審査区分表	48
別表 2 令和 7 (2025) 年度研究活動スタート支援 審査区分表 内容の例	50
（参考 1） 科学研究費補助金取扱規程	69
（参考 2） 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金） 取扱要領	80
VI. 問合せ先等	85

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和7（2025）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

※ 応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2. 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※令和7(2025)年3月現在

研究 種 目 等	研究 種 目 の 目 的 ・ 内 容	補助金・基金 の別	
科学研究費			
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的小人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	
学術変革領域研究	（A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） （B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金	
基盤研究	（S）一人又は比較的小人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （原則5年間 5,000万円以上 2億円以下） （A）（B）（C）一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （A） 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 （B） 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 （C） 3～5年間 500万円以下	（S）	補助金
		（A）	
		（B）	基金
		（C）	
挑戦的研究	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 （萌芽）2～3年間 500万円以下	基金	
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究 （2～5年間 500万円以下）	基金	
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等の取得又は未就学児の養育から復帰する研究者等が一人で行う研究 （1～2年間 300万円以下（研究期間が1年の場合は150万円以下））	基金	
奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 （1年間 10万円以上 100万円以下）	補助金	
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	基金	

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

研究成果公開促進費		補助金
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（3年以内）	基金
国際共同研究加速基金		基金
国際先導研究	我が国の優秀な研究者が率いる研究グループが、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出を目指す。ポストドクターや大学院生の参画により、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成にも資する。 （7年間（10年間までの延長可） 5億円以下）	
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【令和5（2023）年度公募以降改称】	
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10(1998)年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11(1999)年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

研究種目	公募・審査業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付業務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
新学術領域研究、学術変革領域研究、 特別研究促進費、	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際 共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究）	日本学術振興会	日本学術振興会

4. 科研費に関するルール

科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

科研費（基金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の三つのルールは、次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（補助金分）	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費助成事業における 評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－ 科研費－科学研究費補助金の使用につい て各研究機関が行うべき事務等
科研費（基金分）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における 審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－ 科研費－学術研究助成基金助成金の使用 について各研究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて手続を行うことで、文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 3 年 12 月 17 日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、エフォート等）や全ての所属機関・役職（兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等）に関する情報について、研究計画調書に記載してください。なお、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

- ③ 研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属研究機関に報告している旨の誓約を求めます。誓約状況は e-Rad の登録情報を確認することとし、誓約が行われていない場合は応募ができませんので、ご注意ください。なお、誓約に反して適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

- ④ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和 3 年 12 月 17 日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等」については、令和 7 (2025) 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 6 (2024) 年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

【交付しない期間の扱いについて】

不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者

2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

不正行為

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

論文のオープンアクセスとオープン研究データを含め、研究成果の共有・公開を進め、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの取組が加速しています。

政府方針に沿って、日本学術振興会では論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定め、科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしていますので、論文のオープンアクセス化の推進に協力をお願いします。

また、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）及び「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」（令和6年2月21日関係府省申合せ）が策定され、令和7年度に新たに公募を行う科研費から、学術論文及び根拠データの学術雑誌掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することが求められています。具体的な対応等は、今後お知らせする予定です。

- 独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針（平成 29 年 3 月 9 日 理事長裁定）

URL : https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和 6 年 2 月 21 日 関係府省申合せ）

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

「オープンアクセス化」とは

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

オープンアクセス化の方法について

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1「エンバゴ」：学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」：大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」：学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

(4) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和 5 年 10 月 23 日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータ（※1）を付与してください。

なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

（参考）メタデータの付与について

日本学術振興会で定めたメタデータとは、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）により定められた共通的なメタデータ項目に加え、日本学術振興会が、各事業の目的、対象等を踏まえて検討し追加で設定したメタデータ項目を指します。

メタデータは研究データ基盤システム（※2）（の公開基盤）にて登録することが可能であり、登録された

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

(研究データのうち公開設定がなされた) メタデータは同システムの検索基盤 (CiNii Research) から検索することが出来るようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のあるその他のプラットフォーム (代表的な機関リポジトリである JAIRO Cloud (※3) 以外の機関リポジトリ、JaLC (※4) を経由して DOI を取得しているデータベース、CiNii Research (※5) と連携している分野別データベース等) にメタデータを登録することも可能です。

詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

(参考) 用語補足

(※1) メタデータ・・・公開するデータ自体がどのようなデータであることを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

(※2) 研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤 (GakuNin RDM)、研究データを公開するための公開基盤 (JAIRO Cloud)、メタデータを検索するための検索基盤から構成される。

(※3) JAIRO Cloud (ジャイロクラウド)・・・オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) と、国立情報学研究所 (NII) との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス (JPCOAR 会員向けサービス)。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用は JPCOAR、開発は NII (※6) が担っている。

(※4) JaLC (ジャパンリンクセンター)・・・電子化された論文等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号 (Digital Object Identifier, DOI) を付与する権限を持つ機関。JST (科学技術振興機構)、NIMS (物質・材料研究機構)、NII (国立情報学研究所)、NDL (国立国会図書館) が共同で運営している。

(※5) CiNii Research (サイニイ リサーチ)・・・誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス。NII が開発・運用している。

(※6) NII・・・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において日本学術振興会へ報告いただき、科学研究費助成事業データベース (K A K E N) で研究成果として公開することを予定しています。

その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画 (令和3年3月26日 閣議決定) P.58-61

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」 (令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol.pdf>

○「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針」 (令和5年10月23日 理事長裁定)

URL: https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

Ⅱ. 公募の内容

1. 公募する研究種目

研究活動スタート支援〔学術研究助成基金助成金〕

ア) 対 象 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは未就学児を養育していた研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 300万円以下
ただし、研究期間が1年の場合の応募総額は150万円以下とする。

ウ) 研究期間 1～2年間

エ) 留意事項

本研究種目に応募する者は、科学研究費助成事業の応募資格を有するほか、次の応募要件A)又はB)のいずれかに該当することが必要である。(詳しくは、「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(1\) 応募資格の確認](#)」を確認してください。)

A) 令和6(2024)年9月19日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※1)に応募していない者

B) 令和6(2024)年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育(※2)していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※1)に応募していない者

(※1) 令和7(2025)年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

(※2) 育児休業を取得している期間も含む。

オ) 審査区分と審査方式

審査区分： 研究活動スタート支援審査区分

審査方式： 書面審査

(審査区分は「[別表1 令和7\(2025\)年度研究活動スタート支援 審査区分表](#)」、審査方式は「[Ⅱ. 公募の内容 3. 審査等 \(2\) 審査の方法等](#)」を参照してください。)

※応募に際しては、研究計画の内容に照らし、「[別表1 令和7\(2025\)年度研究活動スタート支援 審査区分表](#)」から自ら応募研究課題に最も相応しい審査区分を一つ必ず選定してください。

※各審査区分の内容を理解する助けとするため、「[別表2 令和7\(2025\)年度研究活動スタート支援 審査区分表 内容の例](#)」を必要に応じ確認してください。なお、内容の例に掲げられていない内容の応募を排除するものではありません。

※令和6(2024)年度公募より、審査方式を2段階書面審査から一度の書面審査で採否を決定する方式に変更します。詳細は「[Ⅱ. 公募の内容 3. 審査等 \(2\) 審査の方法等](#)」を参照してください。

2. 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (「 Ⅲ. 応募する方へ 」を参照)	研究機関が行う手続 (「 Ⅳ. 研究機関の方へ 」を参照)
令和7(2025)年 3月1日(土) 公募開始		【必要に応じて行う手続】 ①e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の I D ・パスワードを取得 (既に取得済の場合を除く) ※ I D ・パスワードの発行に最大2週間程度必要。 ②e-Rad への研究者情報の登録等 ③研究代表者に I D ・パスワードを発行 (既に発行済みの場合を除く)
	①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の I D ・パスワードにより、科研費電子申請システム (以下「電子申請システム」という。) にアクセスし作成)	④「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出 ※令和6(2024)年4月以降に、別途、両チェックリストを提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 提出期限：5月8日(木)
	②所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (当該研究機関が設定する提出 (送信) 期限までに提出 (送信))	⑤研究活動スタート支援の応募資格に係る経緯説明書 (以下「経緯説明書」という) の提出 (該当する者がいる場合のみ) ※随時提出可 最終提出期限：5月2日(金) 正午 (厳守)
5月8日(木) 午後4時30分 提出期限 (厳守)		⑥応募書類の提出 (送信)

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (「研究代表者が行う手続」②) した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出 (送信) (「研究機関が行う手続」⑥) しなければなりません。

ついては、研究代表者は「[Ⅲ. 応募する方へ](#)」3. [応募書類 \(研究計画調書\) の作成・応募方法等](#)」等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等 (研究機関内における応募書類の提出期限等) について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 応募要件B) で応募する者は、事前に、電子申請システムを利用して経緯説明書が必ず提出されていなければなりません (「研究機関が行う手続」⑤)。経緯説明書の作成・提出は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している研究者は、研究機関の事務担当者に速やかにその旨を申し出てください。

注4) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません (「研究機関が行う手続」④)。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

また、令和6(2024)年度中に両チェックリストを未提出の機関で、令和7(2025)年4月1日以降に両チェックリストを提出する場合には、令和7(2025)年度様式で提出してください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて周知します。

研究活動スタート支援		
令和7(2025)年	5月～7月	審査
	7月下旬	審査結果の通知※・交付内定
	7月下旬	審査結果開示
	8月中旬	交付申請
	9月下旬	交付決定
	9月下旬	送金

※ 研究活動スタート支援の審査結果の通知は、交付内定と同日に行う予定です。

3. 審査等

(1) 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、次の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることが期待されます。

(2) 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

本研究種目の評価基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」）の詳細は、日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページ（URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。

本研究種目は、審査区分ごとに、3名の審査委員が書面による審査を行います。合議審査は行いません。

- ※ 令和6(2024)年度公募より、審査方式を2段階書面審査から一度の書面審査で採否を決定する方式に変更します。このことにより、本研究種目に採択されなかった場合であっても、審査結果通知後、基盤研究等への応募のため必要な準備期間を確保することが可能となっています。
- ※ 審査においては researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしています（「[Ⅲ. 応募する方へ 6. 研究者情報の researchmap への登録について](#)」参照）。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、電子申請システムにより研究代表者及び研究機関に通知します。
- ② 採択されなかった研究代表者のうち、審査の結果の開示を希望する者に対して、審査区分におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」を電子申請システムにより開示します。

Ⅲ. 応募する方へ

1. 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものです。

応募資格を有するには、下記の①及び②を満たすことが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いませんが、研究代表者として「研究活動スタート支援」に応募できるのは、1研究課題です。

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注1)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること(注2)

＜要件＞

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

(注1) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(注2) 日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならぬ要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件(「[Ⅳ. 研究機関の方へ 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと](#)」参照)

＜要件＞

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

＜留意事項①＞

科研費により雇用されている者(以下「科研費被雇用者」という。)は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務(以下「雇用元の業務」という。)に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。

Ⅲ. 応募する方へ

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

【科研費により雇用されている「若手研究者」の自発的な研究活動について】

科研費被雇用者の若手研究者（※）のうち下記の条件を満たしている者は、各研究機関における必要な手続を経た上で、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。

- （１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （２）研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- （３）研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（雇用元の科研費の研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする）

※ 各年度4月1日時点において「40歳未満の者」又は「博士の学位取得後8年未満の者（博士の学位取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満の者となる者を含む）」（以下「科研費被雇用若手研究者」という。）であって、研究活動を行うことを職務に含む者。なお、科研費に応募する場合は、科研費の応募資格を満たすことが必要。

雇用元の財源（プロジェクト）側のルールで自発的な研究活動が認められていることを前提として、応募又は参画時に科研費が定める自発的な研究活動を認める要件を満たしていれば、研究期間中に「科研費被雇用若手研究者」の条件を満たさなくても、科研費に応募し、採択された場合には当該研究課題を継続することが可能です。なお、雇用元の財源（プロジェクト）が変わる場合には、新たな雇用元の財源（プロジェクト）側のルールに従い、雇用財源が変わる時点で改めて「若手研究者の自発的な研究活動の実施」の承認を得てください。

（参考）本制度導入に当たっての考え方

○「令和2（2020）年度の科学研究費助成事業（科研費）の変更点等について」（令和2年3月19日）別紙1 抜粋
URL：https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12367425/www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200316/index.html

科研費は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする研究費制度である。学術研究は新たな知を基にした価値の創造であるイノベーションの源泉であって、広く知識社会を牽引する人材を育てる重要な役割を担っており、学術研究が将来にわたり持続的に社会における役割を発揮するためには、次代を担う若手研究者の育成がとりわけ重要である。

科研費により雇用される若手研究者が、自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。以下同じ。）を行うことを可能とし、独立した自由な研究環境下での活躍を推進することは、若手研究者自身の育成とともに、若手研究者の自由な発想に基づく研究を通じた雇用元の科研費の更なる発展や、我が国全体の学術研究の発展にも資するものであることから、今般、科研費においても本制度を導入する。

詳細については、下記の資料も御参照ください。

○「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

<留意事項②>

日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・CPD・DC）は「研究活動スタート支援」に応募することはできません。

また、大学院生等の学生（※）及び日本学術振興会外国人特別研究員については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできませんので注意してください。

（※）所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでの「学生」には含まれません。

＜留意事項③＞

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）に規定された補助事業者にあたります。不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退させる場合があります。
- 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

また、本研究種目に応募する者は、応募時点において、前頁の応募資格を有するほか、次の A) 又は B) のいずれかの要件に該当する者であることが所属する研究機関において確認されていることが必要です。

研究活動スタート支援に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募要件

＜要件＞

A) 令和 6 (2024) 年 9 月 19 日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目（※ 1）に応募していない者

B) 令和 6 (2024) 年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育（※ 2）していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目（※ 1）に応募していない者

（※ 1）令和 7 (2025) 年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

（※ 2）育児休業を取得している期間も含む

【応募要件を満たす者の例示等】

上記 A)、B) の例示等は次のとおりですので、御参照ください。

「A)」に該当する者

- 令和 6 (2024) 年 9 月 19 日以降に、研究機関に研究者として初めて採用された者、民間企業や外国から研究機関の研究者として採用された者
- 研究機関の教育専門職等として従事していたため、科研費の応募資格を満たしていなかったが、令和 6 (2024) 年 9 月 19 日以降に研究職に雇用換えし、科研費の応募資格を得た者
- 過去に科研費の応募資格を有していたことがあるが、その後、外国の研究機関に所属していた等の理由で科研費の応募資格を喪失しており、令和 6 (2024) 年 9 月 19 日以降に再び科研費の応募資格を得た者

「B)」に該当する者

- 令和 6 (2024) 年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していたため、令和 6 (2024) 年 4 月及び 7 月に公募が行われた科学研究費助成事業に応募できなかった者
- ※なお、この場合に、令和 6 (2024) 年 4 月及び 7 月に公募が行われた科学研究費助成事業の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問いません。

注) 上記 A) の要件に該当するが、研究者の責によらない事情（例：e-Rad の研究者情報の更新漏れ等）により、令和 6 (2024) 年 9 月 18 日時点において、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていた場合、及び上記 B) の要件に該当する場合は、所属する研究機関が電子申請システムを利用して「経緯説明書」を作成し、提出期限までに日本学術振興会に提出しなければ、電子申請システム上で研究計画調書を作成することができませんので、速やかに所属する研究機関に申し出てください。

経緯説明書最終提出期限： 令和 7 (2025) 年 5 月 2 日 (金) 正午 (厳守)

上記提出期限を過ぎての「経緯説明書」提出は認めませんので、応募要件の確認は余裕を持って行ってください。

※ 1 経緯説明書の提出によって、応募要件や応募資格を満たさない者に対して研究活動スタート支援への応募を認めるという趣旨ではありません。

※ 2 電子申請システムの Web 入力が可能となる時期は、経緯説明書を提出した日により異なりますので、「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」公募に係る Web 入力開始スケジュール」(別冊 応募書類の様式・記入要領参照)を確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

今回公募する研究種目に応募しようとする研究代表者は、所属する研究機関から日本学術振興会への応募書類の提出(送信)時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、まず、e-Rad への登録内容の確認を行う必要があります。

e-Rad への登録は、所属する研究機関が手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等の手続について確認してください(既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)。

※研究インテグリティ対応に係る e-Rad の研究者情報の登録と電子申請システムの連携について

令和 7 (2025) 年度公募から、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を電子申請システムに連携していますので、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力してください。

特に、e-Rad において、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、事前に当該情報の登録状況を必ず確認してください。

詳細は公募要領別冊を十分に確認してください。

(3) 電子申請システムを利用するための ID・パスワードの取得

所属する研究機関が e-Rad への研究者情報登録を完了すると、e-Rad の ID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。電子申請システムの Web 入力が可能となる時期は、e-Rad の ID・パスワード取得時期により異なります。詳細の日程は、「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」公募に係る Web 入力開始スケジュール」(別冊 応募書類の様式・記入要領参照)を確認してください。

なお、一度付与された ID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログイン ID・パスワードは、決して他者に漏えいすることがないように厳格な管理を行ってください。

2. 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「応募区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述を十分確認してください。

なお、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（「[Ⅰ. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等 5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等](#)」参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に注意してください。

(2) 重複応募・受給の制限

① 一人の研究者が研究代表者として「研究活動スタート支援」に応募できるのは、1 研究課題です。

- ② 令和 7 (2025) 年度科研費において他の研究課題（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断している研究課題を含む。）の研究代表者となっている者は、本研究種目に応募することはできません。ただし、以下のア又はイの場合は除きます。

ア 「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）」の研究代表者が、「研究活動スタート支援」の応募資格を有した場合、本研究種目への応募は可能ですが、採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに奨励研究の研究課題を廃止しなければなりません。

イ 日本学術振興会特別研究員又は外国人特別研究員である「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（特別研究員奨励費）」の研究代表者又は研究分担者が、「研究活動スタート支援」の応募資格を有した場合（例えば、助教等に採用され、特別研究員又は外国人特別研究員の資格を喪失した場合）、本研究種目への応募は可能ですが、採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに特別研究員奨励費の研究課題を廃止しなければなりません。

- ③ 令和 5 (2023) 年度及び令和 6 (2024) 年度に「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に採択された研究代表者は、令和 7 (2025) 年度の「研究活動スタート支援」には応募することができません。

- ④ 令和 7 (2025) 年度科研費において他の新規研究課題に研究分担者として参画するとともに、本研究種目の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、令和 7 (2025) 年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が本研究種目の研究代表者として応募しようとする場合、重複制限は適用されませんが、本研究種目に応募するためには「研究活動スタート支援に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募要件」（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(1\) 応募資格の確認](#)」参照）のいずれかに該当する者であることを、研究機関において確認されていることが必要です。

なお、研究分担者として科研費の研究課題へ参画するためには、研究代表者と同様、科研費の応募資格を有することが必要ですので、注意してください。

- ⑤ 特別研究員奨励費を基課題として令和 7 (2025) 年度国際共同研究強化に応募した場合、本研究種目に採択された者については、国際共同研究強化は審査に付されません。

(3) その他の留意点

- ① 電子申請システム上で応募が受け付けられた場合であっても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。

- ② 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者（研究代表者）に着目して適用されます。
- ③ 多数の研究計画に参画することにより、研究代表者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。
- ④ 本研究種目の研究代表者は、令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業の他の研究種目に応募することができます。また、令和 8 (2026) 年度公募において他の研究種目の応募研究課題が採択され、令和 8 (2026) 年度も本研究種目の研究課題の継続を希望する場合、重複して受給が可能です。
- ⑤ 本研究種目に応募した後、日本学術振興会特別研究員に採用され、本研究種目も採択された場合にはいずれか一方を選択することになります。

また、日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・CPD・DC）が、採用期間中に本研究種目へ応募することは認められません。

このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください

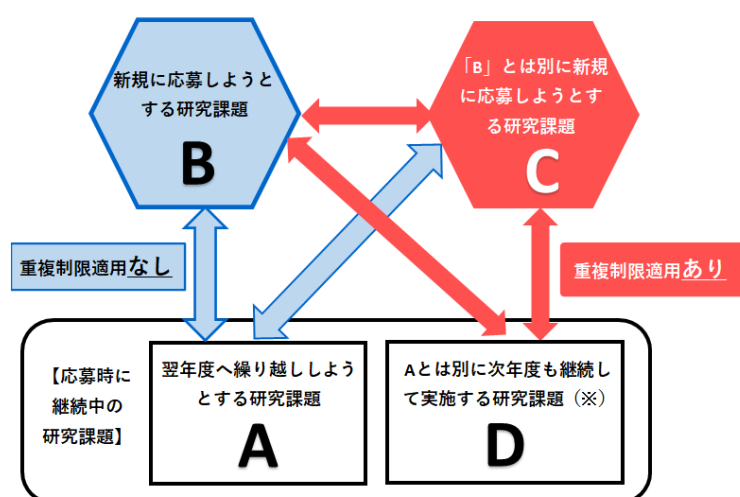
- ⑥ 科研費と他の競争的研究費制度との間には重複制限は設けていませんが、「不合理な重複及び過度の集中の排除」（「[Ⅰ. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等](#) 5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等」参照）の内容に十分留意してください。

(4) 重複応募制限の特例

（科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限の取扱い）

- ① 科研費（補助金分）で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、使用する場合には、繰越しの承認を受けた補助事業と新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図 1 科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限のイメージ



応募時に継続中の研究課題で、繰越ししようとする研究課題を「A」、今回の公募で応募しようとする課題を「B」とすると、「A」と「B」との間に重複制限は適用されません。ただし、今回の公募で「B」とは別の「C」の課題に応募しようとした時は、「A」と「C」との間に重複制限は適用されませんが、「B」と「C」との間には重複制限が適用されます。

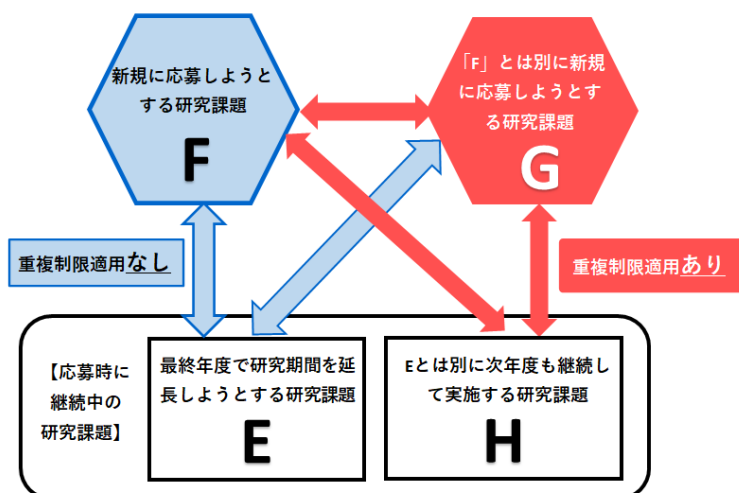
また、「A」以外の別の課題「D」を次年度も継続して実施する場合には、「B」と「D」との間に重複制限が適用されます。同様に「C」の課題に応募する場合も「C」と「D」との間に重複制限が適用されます。

※「D」は、「A」と同じ研究課題であって繰越ししようとする年度の次年度に実施する補助事業も該当します（例えば、研究期間が令和 7 (2025) 年度も継続する研究課題の場合、繰越ししようとする令和 6 (2024) 年度補助事業は図 1 の「A」、令和 7 (2025) 年度補助事業は「D」にあたります）。

(科研費(基金分)の研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費(基金分)で最終年度に研究期間の延長(産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を除く。)を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題(継続研究課題を含む。)との間においては、重複制限が適用されます。

図2 科研費(基金分)の研究期間の延長に伴う重複制限のイメージ



応募時に継続中で、研究期間が最終年度の研究課題のうち、研究期間の延長(産前産後の休暇等により研究を中断した場合を除く)を行おうとする研究課題を「E」、今回の公募で応募しようとする課題を「F」とすると、「E」と「F」との間に重複制限は適用されません。ただし、今回の公募で「F」とは別の「G」の課題に応募しようとした時は、「E」と「G」との間に重複制限は適用されませんが、「F」と「G」との間には重複制限が適用されます。

また、「E」以外の別の課題「H」を次年度も継続して実施する場合には、「F」と「H」との間に重複制限が適用されます。同様に「G」の課題に応募する場合も「G」と「H」との間に重複制限が適用されます。

3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案する場合には、実現可能性に十分留意してください。

審査においては研究課題名を含めた研究計画調書全体が審査されること、採択された場合には科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載され広く公開されることに十分留意の上、研究課題名は研究内容を適切に反映させたものとしてください。

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の二つで構成されます。

研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の二つから構成されます。

Web入力項目：研究代表者が電子申請システムにより、Web上で入力する部分

添付ファイル項目：「研究目的、研究方法など」など、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください（紙媒体による応募は受理しません。）。

研究種目	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目の様式	Web入力項目 (後半)
研究活動スタート支援	電子申請システム に入力 (研究課題情報)	S-22	電子申請システム に入力 (研究経費とその必要性、研究費の応募・受入等の状況等)

※「添付ファイル項目」の様式は e-Rad の ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html）から取得することができます。

（参考）研究計画調書の見直しについて

平成 31(2019)年度公募から、「研究業績は、応募する研究計画についての研究遂行能力を確認するために必要とするものであり、研究計画調書への網羅的な記載は求めない」との考えに基づき、従来

の「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しました。

研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

(2) 電子申請システムを利用した応募

① 研究代表者として応募する研究者は、「令和 7 (2025) 年度研究計画調書作成・記入要領」及び「令和 7 (2025) 年度研究計画調書「Web 入力項目」(研究活動スタート支援)作成・入力要領」に基づき、「Web 入力項目」を入力するとともに、別途作成した「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書(PDF ファイル)を作成してください。

② 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出します。

そのため、研究代表者は、**所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出(送信)してください(直接、日本学術振興会へ提出(送信)することはできません。)**。

なお、提出(送信)に当たっては、作成した研究計画調書(PDF ファイル)の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください(所属する研究機関に研究計画調書(PDF ファイル)を提出したことになります。)。また、**研究機関により承認処理が行われた研究計画調書(PDF ファイル)については、日本学術振興会への提出(送信)期限後に修正等を行うことはできません。**

(「[Ⅳ. 研究機関の方へ](#) 4. 応募書類(研究計画調書)の提出等」参照)

③ 研究計画調書に含まれる個人情報及び電子申請システムに登録した個人情報は、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)するほか、e-Rad に提供します(e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。)

なお、採択された研究課題に関する情報(研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額・研究の概要・研究期間等)については、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)第 78 条第 1 項第 2 号イに定める「知ることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。

これらの情報の取扱い(利用・提供・公開)について、十分御理解の上、研究者及び研究機関は応募手続(③を含む)を行ってください。

(3) 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画

イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

エ 業として行う受託研究

オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が **10 万円未満**の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。なお、研究代表者は、応募時点において、**「Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと (1) 応募資格の確認」**の内容を満たしていることが所属する研究機関において確認されており、e-Rad に「科

研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要ですが、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

（注）研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することも認めていません。

ただし、「学術変革領域研究」「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の研究課題、「国際先導研究」については、所要の手続きを経て、研究代表者の交替を認められる場合があります。

イ 研究代表者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会特別研究員（受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさないPD・RPD・CPD・DC）、海外の研究機関に所属する研究者（海外の共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者等

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他（消耗品費、その他）の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

【競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について】

研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務（※）の代行に係る経費（パイアウト経費）を直接経費から支出することが可能となりました（パイアウト制度）。

（※）所属研究機関の研究者が本来行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。また、営利目的で実施する業務は対象外。

科研費では令和3（2021）年度以降、以下の種目においてパイアウト経費を支出することを可能とします。パイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者（又は研究分担者）の合意に基づいて実施することとなります。

パイアウト経費を支出する場合は、研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『パイアウト』という文言を記載してください（公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」も併せて確認してください。）。

【パイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成は除く）、新学術領域研究（研究領域提案型）（学術研究支援基盤形成は除く）、基盤研究、挑戦的研究（挑戦的萌芽研究を含む）、若手研究（若手研究（A・B）を含む）、研究活動スタート支援、国際先導研究、海外連携研究（改称前の国際共同研究強化（B）を含む）、帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）、特別研究促進費

【パイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化（A）を含む）。ただし、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化（A）を含む）は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができません。

支出可能な経費や所属機関において実施すべき事項の詳細については、下記の資料を御参照ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（パイアウト制度の導入）」について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm

なお、パイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用するようにしてください。

2) 対象とならない経費

ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者の人件費・謝金

エ 上記のほか、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う「研究活動スタート支援」には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募書類の体裁等に不備がないこと。

1) 文字化け等がないこと

電子申請システムから提出された研究計画調書（PDFファイル）の電子媒体がそのまま審査に付されます。研究計画調書の提出（送信）前に必ず、文字化けなど内容が不鮮明となっていないかについて、研究代表者の責任において確認してください。なお、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。

2) 所定の様式と同一規格であること

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。下表の事例のように、総頁数が異なる事例1はもちろんのこと、総頁数が同一でも、各欄において指定されている頁数とは異なる項目がある事例2も同一規格とはみなされませんので、十分確認してください。

	各欄の頁数			総頁数
	「研究目的、研究方法など」欄	「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄	「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄	
正しい頁数	3 頁	2 頁	1 頁	6 頁
誤った事例 1	2 頁	2 頁	1 頁	5 頁
誤った事例 2	2 頁	3 頁	1 頁	6 頁

なお、各研究種目の応募書類の様式等は「[Ⅲ. 応募する方へ](#) 3. [応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)（1）研究計画調書の作成」を参照してください。

4. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、SectionⅠ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（「[Ⅲ. 応募する方へ](#) 5. 研究倫理教育の受講等について」参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」-抜粋-
（平成 25（2013）年 1 月 25 日）

Ⅰ. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

5. 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者は、令和 7（2025）年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、交付申請時に研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

6. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（URL：<https://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、科研費の審査において、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。なお、審査において researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

＜問合せ先＞

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

7. 審査への参画について

科研費の応募研究課題の審査は、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年 8,000 名以上の研究者が審査委員として参画くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。また、様々な種類の研究資金がある中で、研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って、純粋に研究の学術的価値に基づき審査を行う科研費の審査制度は、我が国の学術研究を将来にわたって支える上で不可欠であると言っても過言ではありません。

そのため、科研費制度は研究者が支えるものであり、研究者には「応募者」及び「研究実施者」としての責務とともに、「審査委員」としての「責務」があり、研究者が審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要であるということが研究者の共通認識となるよう、研究者コミュニティの中で共有してください。また、審査に参画することは、他の審査委員の多様な意見を踏まえ、客観的・学術的な評価を行う能力を磨き、視野を拡げることにもつながるなど、審査委員の育成という面も有しています。

さらに、一部の研究者に審査負担が偏ることなく、研究者全体で科研費の審査を支えていくためにも、**今後、日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な参画をお願いします。**

なお、日本学術振興会においては、公正な審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース（登録者数約 160,000 名（令和 6（2024）年度））」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。「審査委員候補者データベース」に登録している情報を常に最新に保つため、データベースの情報の更新依頼を、所属研究機関を通じて毎年行っていますので、更新について、研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に基づき積極的に御協力いただくようよろしくお願いします。

IV. 研究機関の方へ

1. 科研費制度の趣旨、目的の共有

科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。

応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、8,000名以上の研究者の参画により支えられています（「[Ⅱ 公募の内容](#)」の「[3 審査等](#)」（[1 科研費の審査について](#)）参照）。

科研費の審査においては、平成30(2018)年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が9万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になってしまうと、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化するようなことは避けてください。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有してください。

2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。

ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注） 1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究推進課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、次の要件を満たさなければなりませんので留意してください。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

科研費に応募しようとする研究者は、「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと](#)（[1 応募資格の確認](#)）」に定める要件を全て満たし、応募資格を有することが必要ですので、研究機関において十分に確認をする必要があります。また、当該項目に記載の応募資格についての留意事項についても併せて確認してください。

なお、研究活動スタート支援に応募する者は、応募時点において、応募資格を有するほか、「[研究活動スタート支援に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募要件](#)」（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと](#)（[1 応募資格の確認](#)）」参照）のいずれかに該当する者であることを、研究機関において十分に確認をする必要があります。

(3) 所属する研究者の応募要件に応じた「研究活動スタート支援の応募資格に係る経緯説明書」の提出

応募要件B)に該当する者がいる場合、研究機関は「経緯説明書」（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を作成し、**令和7(2025)年5月2日(金)正午(最終締め切り・厳守)までに**電子申請システムを利用して提出してください。

また、応募要件A)に該当するが、研究者の責によらない事情（例：e-Radの研究者情報の更新漏れ等）により、令和6(2024)年9月18日時点において、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていた者がいる場合も、同様に経緯説明書を作成し上記期限までに提出してください。

経緯説明書は、とりまとめて提出する必要はなく、上記期限までに随時提出して構いません。なお、上記期限を過ぎての提出は認めませんので、研究者に十分周知するとともに、応募要件の確認は余裕を持って行ってください。

- ※1 応募要件を満たさない者が、経緯説明書を提出することにより研究活動スタート支援への応募資格が与えられるという趣旨ではありません。
- ※2 電子申請システムのWeb入力が可能となる時期は、経緯説明書を提出した日より異なりますので、「令和7(2025)年度科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」公募に係るWeb入力開始スケジュール」（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を確認してください。
- ※3 操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」（URL：https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/syozoku_ka.html）を参照してください。

(4) 研究者情報の登録及びID・パスワードの確認（e-Rad）

研究者が研究代表者として科研費に応募するには、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されており、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があります。

研究者情報の登録（更新）及び、研究者に対するID・パスワードの付与は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、次の手順で行ってください（具体的な手続の方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル（研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用「研究者手続き編」）」を確認してください。）。

URL：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

- ① 研究者情報の登録（更新）及び研究者のID・パスワードの付与を行うためには、研究機関は、研究機関用のID・パスワードを有していることが必要です。これらを取得していない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、登録申請を行ってください。
 なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、最大2週間程度かかる場合があります。
 - ※1 e-RadのID・パスワードの取得については、e-Radホームページ「研究機関の登録申請の方法」（URL：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）を確認してください。
 - ※2 既にe-RadのID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
 - ※3 取得したID・パスワードは、科研費の全ての研究種目共通で使用することができますので、研究種目ごとに取得する必要はありません。
- ② 研究機関用のID・パスワードを取得後、e-RadのID・パスワードを有していない研究者の有無を確認の上、研究代表者として応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者に対し、研究者情報の登録を行うことにより、ID・パスワードを付与してください。
 - ※1 ログインID、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることがないよう厳格な管理をするよう研究者に周知してください。
 - ※2 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。
 - ※3 e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。
- ③ 研究代表者として応募する研究者に対し、e-Radに「科研費の応募資格有り」として登録（更新）を行ってください。また、既に登録されている者の登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新してください。

ただし、研究代表者において、**電子申請システムのWeb入力が可能となる時期は、e-RadのID・パス**

ワード取得時期により異なります。詳細の日程は、「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」公募に係る Web 入力開始スケジュール」（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を確認してください。

また、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要な手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告しなければなりません。

このため、「令和 7 (2025) 年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和 7 (2025) 年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）」

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm）の提出方法や様式等に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和 7 (2025) 年 5 月 8 日（木）までに e-Rad を利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出してください。ただし、令和 6 (2024) 年 4 月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

令和 6 (2024) 年 4 月以降において「体制整備等自己評価チェックリスト」を未提出の機関で、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日以降に「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出する場合には、令和 7 (2025) 年度様式で提出してください。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

（注 1）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

（「体制整備等自己評価チェックリスト」の様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

（e-Rad の利用について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

※ 電話受付時間：9:00～18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

URL：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

※ e-Rad の利用可能時間：0:00～24:00（24 時間 365 日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。）

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）（以下「研究不正行為ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェック

リスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出しなければなりません。

このため、「令和7(2025)年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和7(2025)年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和4年度版）の提出について（依頼）」

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html）の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を令和7(2025)年5月8日（木）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に提出してください。ただし、令和6(2024)年4月以降に別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

令和6(2024)年4月以降において「研究不正行為チェックリスト」を未提出の機関で、令和7(2025)年4月1日以降に「研究不正行為チェックリスト」を提出する場合には、令和7(2025)年度様式で提出してください。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、注意してください。

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

（「研究不正行為チェックリスト」の様式・提出等について）

※「体制整備等自己評価チェックリスト」の問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 研究公正推進室

電話 03-6734-3874

e-mail: jinken@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（e-Radの利用について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

※ 電話受付時間：9：00～18：00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

URL：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

※ e-Radの利用可能時間：0：00～24：00（24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。）

（7）研究不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施等

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、令和7(2025)年度に継続が予定されている研究課題については交付申請又は支払請求前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

そのため、各研究機関におかれては、「研究不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

(8) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(9) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解のないように周知をお願いします。

(10) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

(11) 安全保障貿易管理体制の整備について

令和7(2025)年度に助成を行う課題から、所属する研究者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の輸出規制にあたる貨物・技術の提供を予定している場合、交付申請時に所属機関の安全保障貿易管理体制の有無について確認を行います。体制の有無についての確認は、e-Radの「研究機関情報」(安全保障貿易管理体制の整備状況)の登録内容にて行います。研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、e-Radの「研究機関情報」画面で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。

参考: (研究機関事務担当者向け資料) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)機能改修について P.7

URL: https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_ReleaseForJimuBuntansha.pdf

安全保障貿易管理に関する詳細は、「[V. 関連する留意事項等 7. 安全保障貿易管理について \(海外への技術漏えいへの対処\)](#)」を参照してください。

3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出することとしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(1\) 応募資格の確認](#)」参照）を満たす者であるとともに、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

※研究インテグリティ対応に係る e-Rad の研究者情報の登録と電子申請システムの連携について

令和 7（2025）年度公募から、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力することとしています。

特に、e-Rad において、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、研究者には e-Rad の登録状況を必ず確認するよう周知してください。詳細は公募要領別冊を十分に確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「[Ⅱ. 公募の内容](#)」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 応募書類の確認

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。（「[Ⅲ. 応募する方へ 3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等 \(3\) 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと \(4\) 応募書類の体裁等に不備がないこと。](#)」参照）

4. 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のない全ての研究計画調書（PDF ファイル）について承認・提出（送信）処理を行ってください。**提出（送信）期限までに応募状況が「学振受付中」となったもののみ、日本学術振興会に提出されたこととなります。**
- (3) 日本学術振興会に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）後、提出（送信）期限より前であれば、研究計画調書を引き戻し、必要に応じて訂正、再提出を行うことができます。ただし、**提出（送信）期限当日は引き戻しを行わないようにしてください。**アクセスが集中して期限までに再提出が完了できない場合があります。
- (4) 研究機関により承認・提出（送信）処理が行われた研究計画調書（PDF ファイル）については、提出（送信）期限より後に修正等を行うことはできません。

【応募書類（研究計画調書）の提出（送信）期限】

令和 7（2025）年 5 月 8 日（木）午後 4 時 30 分（厳守）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

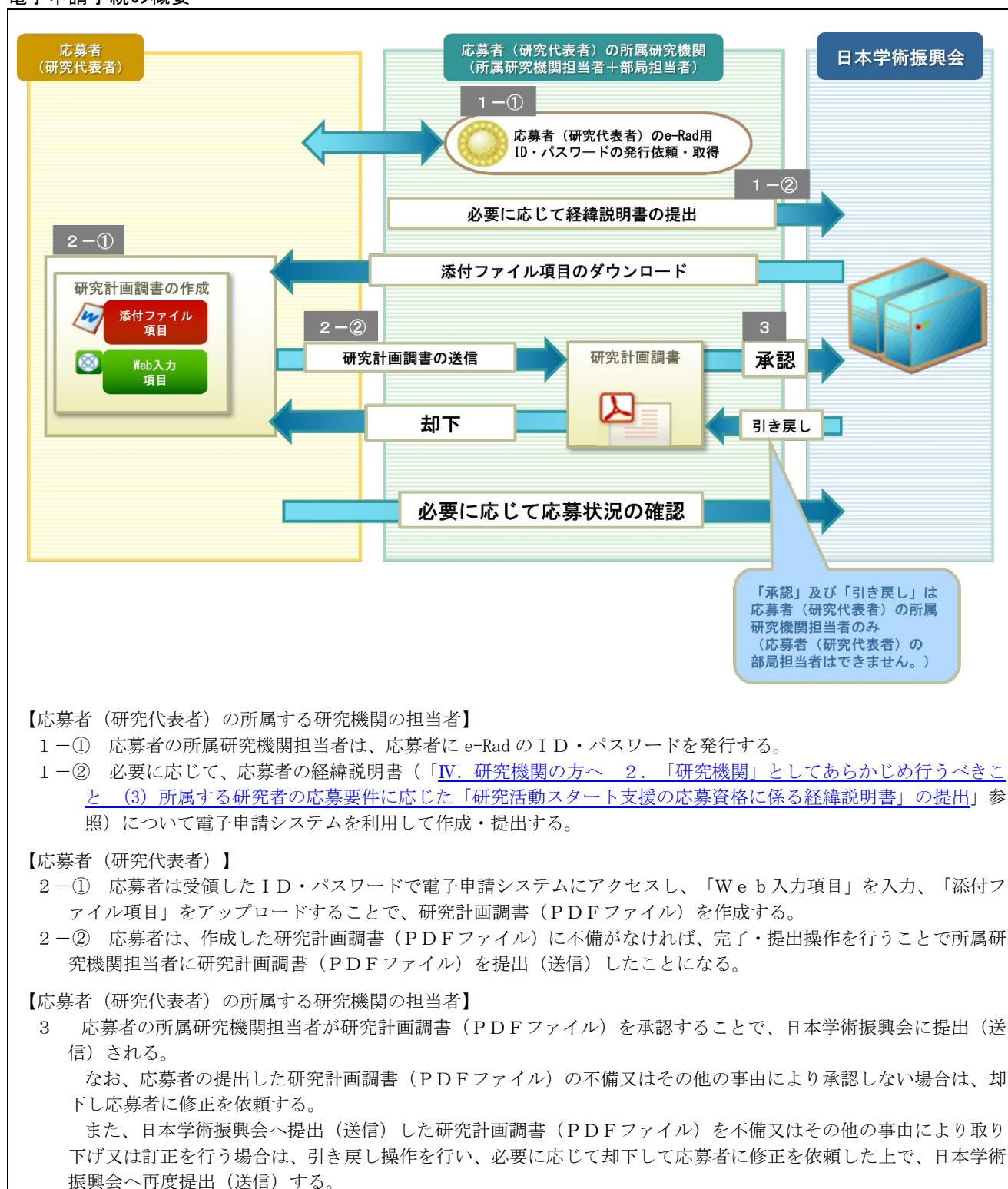
※上記の期限より後に、研究計画調書等の引き戻し、再提出等を行うことはできません。

IV. 研究機関の方へ

- (5) e-Rad で使用する I D ・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」

(URL : https://www-shinsei.jpsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html) を参照してください。

電子申請手続の概要



V. 関連する留意事項等

1. 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム（*）	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム（*）	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	コホート・生体試料支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html

2. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール の 範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 5 年 5 月 24 日改正））

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

3. 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成 22(2010)年 6 月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、新学術領域研究（研究領域提案型）及び学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL : <https://humandbs.dbcls.jp/guidelines/data-sharing-guidelines>

5. 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成 24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター (URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>) が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であれば、どなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖 (増幅) や凍結保存が可能なサンプル (植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの) で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非活用ください。

6. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、科研費で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託[※]いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用 (保存・提供) を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL : <https://nbrp.jp/resource/>

7. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏えいへの対処)

研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外為法に基づき輸出規制 (※ 1) が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※ 1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、一定の要件 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) の二つから成り立っています。

V. 関連する留意事項等

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※2)。このため、交付決定時まで、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことと交付を取り消す場合があります。

※2 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

URL：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

URL：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

URL：<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

URL：https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

9. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍者の約3割程度が生活

費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関におけるR A(リサーチ・アシスタント)等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R Aを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R Aに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生をR A等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生をR A等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

10. URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤の経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

11. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」や「男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、日本学術振興会では、学術の振興のため、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、令和5(2023)年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」(チアーズ)(URL:<https://cheers.jsps.go.jp/>)をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

12. 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」プログラムについて

「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、科研費の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及推進の一環として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供することを目的として実施しています。

科研費により行われている学術研究を基礎として、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、研究者自身が分かりやすい形で直に伝えることにより、我が国の将来を担う小学5・6年生、中学生、高校生の科学的好奇心を直に刺激して、ひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む体験型プログラムを、研究分野を問わず募集していますので、活用してください。

URL : <https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/>

別表 1 令和 7 (2025) 年度研究活動スタート支援 審査区分表

審査区分	
0101	思想、芸術およびその関連分野
0102	文学、言語学およびその関連分野
0103	歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野
0104	地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野
0105	法学およびその関連分野
0106	政治学およびその関連分野
0107	経済学、経営学およびその関連分野
0108	社会学およびその関連分野
0109	教育学およびその関連分野
0110	心理学およびその関連分野
0201	代数学、幾何学、解析学、応用数学およびその関連分野
0202	物性物理学、プラズマ学、原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野
0203	素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野
0204	天文学、地球惑星科学およびその関連分野
0301	材料力学、生産工学、設計工学、流体力学、熱工学、機械力学、ロボティクス、航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野
0302	電気電子工学およびその関連分野
0303	土木工学、社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野
0304	建築学およびその関連分野
0401	材料工学、化学工学およびその関連分野
0402	ナノマイクロ科学、応用物理物性、応用物理工学およびその関連分野
0403	人間医工学およびその関連分野
0501	物理化学、機能物性化学、有機化学、高分子、有機材料、生体分子化学およびその関連分野
0502	無機・錯体化学、分析化学、無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野
0601	農芸化学およびその関連分野
0602	生産環境農学およびその関連分野
0603	森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野
0604	社会経済農学、農業工学およびその関連分野
0605	獣医学、畜産学およびその関連分野
0701	分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野
0702	細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野

0703	個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野
0704	神経科学、ブレインサイエンスおよびその関連分野
0801	薬学およびその関連分野
0802	生体の構造と機能およびその関連分野
0803	病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野
0901	腫瘍学およびその関連分野
0902	内科学一般およびその関連分野
0903	器官システム内科学およびその関連分野
0904	生体情報内科学およびその関連分野
0905	恒常性維持器官の外科学およびその関連分野
0906	生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野
0907	口腔科学およびその関連分野
0908	社会医学、看護学およびその関連分野
0909	スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野
1001	情報科学、情報工学およびその関連分野
1002	人間情報学、応用情報学およびその関連分野
1101	環境解析評価、環境保全対策およびその関連分野

別表2 令和7(2025)年度研究活動スタート支援 審査区分表 内容の例

本表は「研究活動スタート支援 審査区分表」の審査区分ごとの内容の例を示した表です。本表を確認の上、応募する審査区分を選択してください。なお、以下の内容については、複数の審査区分に表れています。

内容の例	対応する審査区分
地域研究関連	0104、0106
観光学関連	0104、0107、0108
ジェンダー関連	0104、0106、0108
デザイン学関連	0101、0304、1002
日本語教育関連	0102、0109
外国語教育関連	0102、0109
図書館情報学および人文社会情報学関連	0102、1002
認知科学関連	0110、1002
量子ビーム科学関連	0202、0203

0101：思想、芸術およびその関連分野

内容の例
〔哲学および倫理学関連〕
哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、応用倫理学、など
〔中国哲学、印度哲学および仏教学関連〕
中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学、など
〔宗教学関連〕
宗教史、宗教哲学、神学、宗教社会学、宗教心理学、宗教人類学、宗教民俗学、神話学、書誌学、文献学、など
〔思想史関連〕
思想史一般、西洋思想史、東洋思想史、日本思想史、イスラーム思想史、など
〔美学および芸術論関連〕
芸術哲学、感性論、音楽論、演劇論、各種芸術論、など
〔美術史関連〕
日本美術、東洋美術、西洋美術、現代美術、工芸、デザイン、建築、服飾、写真、など
〔芸術実践論関連〕
各種芸術表現法、アートマネジメント、芸術政策、芸術産業、など
〔科学社会学および科学技術史関連〕
科学社会学、科学史、技術史、医学史、産業考古学、科学哲学、科学基礎論、科学技術社会論、など
〔デザイン学関連〕
情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など

0102：文学、言語学およびその関連分野

内容の例
〔日本文学関連〕
日本文学一般、古代文学、中世文学、漢文学、書誌学、文献学、近世文学、近代文学、現代文学、関連文学理論、など
〔中国文学関連〕
中国文学、書誌学、文献学、関連文学理論、など

	〔英文学および英語圏文学関連〕
	英文学、米文学、英語圏文学、関連文学理論、書誌学、文献学、など
	〔ヨーロッパ文学関連〕
	仏文学、仏語圏文学、独文学、独語圏文学、西洋古典学、ロシア東欧文学、その他のヨーロッパ語系文学、関連文学理論、書誌学、文献学、など
	〔文学一般関連〕
	諸地域諸言語の文学、文学理論、比較文学、書誌学、文献学、文学教育、など
	〔言語学関連〕
	音声音韻論、意味語用論、形態統語論、社会言語学、対照言語学、心理言語学、神経言語学、通時的研究、コーパス言語学、危機言語、など
	〔日本語学関連〕
	音声音韻、表記、語彙と意味、文法、文体、語用論、言語生活、方言、日本語史、日本語学史、など
	〔英語学関連〕
	音声音韻、語彙と意味、文法、文体、語用論、社会言語学、英語の多様性、コーパス研究、英語史、英語学史、など
	〔日本語教育関連〕
	学習者研究、言語習得、教材開発、カリキュラム評価、目的別日本語教育、バイリンガル教育、教師研究、日本語教育のための日本語研究、日本語教育史、異文化理解、など
	〔外国語教育関連〕
	学習法、コンピュータ支援学習（CALL）、教材開発、言語テスト、第二言語習得論、早期英語教育、外国語教育政策史、カリキュラム評価、外国語教師養成、異文化理解、など
	〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕
	図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など
0103：歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野	
	内容の例
	〔史学一般関連〕
	歴史理論、歴史学方法論、史料研究、記憶とメディア、世界史、交流史、比較史、グローバルヒストリー、環境史、感史、など
	〔日本史関連〕
	古代史、中世史、近世史、近現代史、地方史、対外関係史、文化宗教史、環境史、都市史、史料研究、など
	〔アジア史およびアフリカ史関連〕
	中国史、東アジア史、中央ユーラシア史、東南アジア史、オセアニア史、南アジア史、西アジア史、アフリカ史、交流史、史料研究、など
	〔ヨーロッパ史およびアメリカ史関連〕
	ヨーロッパ古代史、ヨーロッパ中世史、西ヨーロッパ近現代史、東ヨーロッパ近現代史、南北アメリカ史、交流史、比較史、史料研究、など
	〔考古学関連〕
	考古学一般、先史学、歴史考古学、日本考古学、古代文明学、物質文化学、実験考古学、情報考古学、埋蔵文化財研究、生態考古学、など
	〔文化財科学関連〕
	年代測定、材質分析、製作技法、保存科学、遺跡探査、動植物遺体、人骨、文化遺産、文化財政策、文化財修復、など
	〔博物館学関連〕
	博物館展示、博物館経営、博物館資料、博物館資料保存、博物館教育普及、博物館情報メディア、博物館行財政、博物館史、など
0104：地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野	
	内容の例
	〔地理学関連〕
	地理学一般、土地利用、景観、環境システム、地形学、気候学、水文学、地図学、地理情報システム、地域計画、など
	〔人文地理学関連〕
	人文地理学一般、経済地理学、社会地理学、政治地理学、文化地理学、都市地理学、農村地理学、歴史地理学、地誌学、地理教育、など

	〔文化人類学および民俗学関連〕
	文化人類学一般、民俗学一般、物質文化、生態、社会関係、宗教、芸術、医療、越境、マイノリティ、など
	〔地域研究関連〕
	地域研究一般、地域間比較、援助、社会開発、地域間交流、環境、トランスナショナリズム、グローバルイゼーション、難民、紛争、など
	〔観光学関連〕
	観光研究（ツーリズム）一般、観光資源、観光政策、観光産業、観光地、旅行者、観光文化、観光メディア、持続可能な観光、観光倫理、など
	〔ジェンダー関連〕
	ジェンダー研究一般、フェミニズム、男性学、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など
0105：法学およびその関連分野	
	内容の例
	〔基礎法学関連〕
	法哲学・法理学、ローマ法、法制史、法社会学、比較法、外国法、法政策学、法と経済、司法制度論、など
	〔公法学関連〕
	憲法、行政法、租税法、など
	〔国際法学関連〕
	国際公法、国際私法、国際人権法、国際経済法、EU法、など
	〔社会法学関連〕
	労働法、経済法、社会保障法、教育法、など
	〔刑事法学関連〕
	刑法、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策、少年法、法と心理、など
	〔民事法学関連〕
	民法、商法、民事訴訟法、倒産法、紛争処理法制、など
	〔新領域法学関連〕
	環境法、医事法、情報法、消費者法、知的財産法、法とジェンダー、法曹論、など
0106：政治学およびその関連分野	
	内容の例
	〔政治学関連〕
	政治理論、政治思想史、政治史、政治過程論、政治参加、政治経済学、行政学、地方自治、比較政治、公共政策、など
	〔国際関係論関連〕
	国際関係理論、国際関係史、対外政策論、安全保障論、国際政治経済論、グローバルガバナンス論、国際協力論、平和研究、など
	〔地域研究関連〕
	地域研究一般、地域間比較、援助、社会開発、地域間交流、環境、トランスナショナリズム、グローバルイゼーション、難民、紛争、など
	〔ジェンダー関連〕
	ジェンダー研究一般、フェミニズム、男性学、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など
0107：経済学、経営学およびその関連分野	
	内容の例
	〔理論経済学関連〕
	ミクロ経済学、マクロ経済学、ゲーム理論、行動経済学、実験経済学、経済理論、進化経済学、経済制度、経済体制、など
	〔経済学説および経済思想関連〕
	経済学説、経済思想、社会思想、経済哲学、など

	〔経済統計関連〕
	統計制度、統計調査、経済統計、ビッグデータ、計量経済学、計量ファイナンス、など
	〔経済政策関連〕
	経済政策一般、産業組織論、国際経済学、開発経済学、環境資源経済学、日本経済論、地域経済、都市経済学、交通経済学、空間経済学、など
	〔公共経済および労働経済関連〕
	財政学、公共経済学、医療経済学、労働経済学、社会保障論、教育経済学、法と経済学、政治経済学、人口学、など
	〔金融およびファイナンス関連〕
	金融論、ファイナンス、国際金融論、企業金融、金融工学、保険論、など
	〔経済史関連〕
	経済史、経営史、産業史、など
	〔経営学関連〕
	経営組織論、経営戦略論、組織行動論、企業論、企業ガバナンス論、人的資源管理論、技術・イノベーション経営論、国際経営論、経営情報論、経営学一般、など
	〔商学関連〕
	マーケティング論、消費者行動論、流通論、ロジスティクス、商学一般、など
0108：社会学およびその関連分野	〔会計学関連〕
	財務会計論、管理会計論、監査論、会計学一般、など
	〔観光学関連〕
	観光研究（ツーリズム）一般、観光資源、観光政策、観光産業、観光地、旅行者、観光文化、観光メディア、持続可能な観光、観光倫理、など
	内容の例
	〔社会学関連〕
	社会学一般、地域社会、家族、労働、階層、文化、メディア、エスニシティ、社会運動、社会調査法、など
	〔社会福祉学関連〕
	ソーシャルワーク、社会福祉政策学、社会事業史、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、地域福祉、貧困、ボランティア、社会福祉学一般、など
	〔家政学および生活科学関連〕
	衣生活、食生活、住生活、生活経営、家族関係、ライフスタイル、生活文化、家政教育、生活科学一般、家政学一般、など
	〔観光学関連〕
	観光研究一般、ツーリズム、観光資源、観光政策、観光産業、地域振興、旅行者、聖地巡礼、など
	〔ジェンダー関連〕
	ジェンダー研究一般、フェミニズム、男性学、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など
0109：教育学およびその関連分野	内容の例
	〔教育学関連〕
	教育社会学、社会化、教育コミュニティ、進路キャリア形成、階層格差、ジェンダー、教育政策、国際開発、など
	〔教育社会学関連〕
	教育社会学、社会化、教育組織、進路キャリア形成、階層格差、ジェンダー、教育政策、比較教育、国際開発、など
	〔子ども学および保育学関連〕
	子ども学、保育学、子どもの権利、発達、保育の内容方法、子育て施設、保育者、保育子育て支援制度、こども文化、歴史と思想、など
	〔教科教育学および初等中等教育学関連〕
	各教科の教育、各教科の授業、学習指導、教師教育、特別活動、総合的な学習、道徳教育、など

	〔高等教育学関連〕
	政策、入学者選抜、カリキュラム、学習進路支援、教職員、学術研究、地域連携貢献、国際化、大学経営、非大学型高等教育、など
	〔特別支援教育関連〕
	理念と歴史、インクルージョンと共生社会、指導と支援、発達障害、情緒障害、知的障害、言語障害、身体障害、キャリア教育、など
	〔教育工学関連〕
	カリキュラム開発、教授学習支援システム、メディアの活用、ICTの活用、教師教育、情報リテラシー、など
	〔科学教育関連〕
	科学教育、科学コミュニケーション、科学リテラシー、科学と社会、STEM教育、など
	〔日本語教育関連〕
	学習者研究、言語習得、教材開発、カリキュラム評価、目的別日本語教育、バイリンガル教育、教師研究、日本語教育のための日本語研究、日本語教育史、異文化理解、など
0110：心理学およびその関連分野	〔外国語教育関連〕
	学習法、コンピュータ支援学習（CALL）、教材開発、言語テスト、第二言語習得論、早期英語教育、外国語教育政策史、カリキュラム評価、外国語教師養成、異文化理解、など
	内容の例
	〔社会心理学関連〕
	社会心理学一般、自己、集団、態度と行動、感情、対人関係、社会問題、文化、など
	〔教育心理学関連〕
	教育心理学一般、発達、家庭、学校、臨床、パーソナリティ、学習、測定評価、など
	〔臨床心理学関連〕
	臨床心理学一般、心理的障害、アセスメント、心理学的介入、養成訓練、健康、犯罪非行、コミュニティ、など
	〔実験心理学関連〕
	実験心理学一般、感覚、知覚、注意、記憶、言語、情動、学習、など
0201：代数学、幾何学、解析学、応用数学およびその関連分野	〔認知科学関連〕
	認知科学一般、認知モデル、感性、ヒューマンファクターズ、認知脳科学、比較認知、認知言語学、認知工学、など
	内容の例
	〔代数学関連〕
	群論、環論、表現論、代数的組み合わせ論、数論、数論幾何学、代数幾何、代数解析、代数学一般、など
	〔幾何学関連〕
	微分幾何学、リーマン幾何学、シンプレクティック幾何学、複素幾何学、位相幾何学、微分位相幾何学、低次元トポロジー、幾何学一般、など
	〔基礎解析学関連〕
	函数解析学、複素解析、確率論、調和解析、作用素論、スペクトル解析、作用素環論、代数解析、表現論、基礎解析学一般、など
	〔数理解析学関連〕
	函数方程式論、実解析、力学系、変分法、非線形解析、応用解析一般、など
	〔数学基礎関連〕
	数学基礎論、情報理論、離散数学、計算機数学、数学史、数学基礎一般、など
	〔応用数学および統計数学関連〕
	数値解析、数理モデル、最適制御、ゲーム理論、統計数学、応用数学一般、など

0202：物性物理学、プラズマ学、原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野

内容の例
〔数理物理および物性基礎関連〕 統計物理、物性基礎論、数理物理、非平衡非線形物理、流体物理、計算物理、量子情報理論、など
〔半導体、光物性および原子物理関連〕 半導体、誘電体、原子分子、メゾスコピック系、結晶、表面界面、光物性、量子エレクトロニクス、量子情報、など
〔磁性、超伝導および強相関係関連〕 磁性、強相関電子系、超伝導、量子流体固体、分子性固体、など
〔生物物理、化学物理およびソフトマターの物理関連〕 生命現象の物理、生体物質の物理、液体とガラス、ソフトマター、レオロジー、など
〔プラズマ科学関連〕 基礎プラズマ、磁化プラズマ、レーザープラズマ、強結合プラズマ、プラズマ診断、宇宙天体プラズマ、など
〔核融合学関連〕 プラズマ閉じ込め、プラズマ制御、プラズマ加熱、プラズマ計測、周辺プラズマ、プラズマ壁相互作用、慣性核融合、核融合材料、核融合システム、など
〔プラズマ応用科学関連〕 プラズマプロセス、プラズマ材料科学、プラズマ応用一般、など
〔量子ビーム科学関連〕 加速器、ビーム物理、放射線検出器、計測制御、量子ビーム応用、など
〔原子力工学関連〕 原子炉物理、原子力安全、熱流動構造、燃料材料、原子力化学、原子力ライフサイクル、放射線安全、放射線工学、核融合炉工学、原子力社会環境、など
〔地球資源工学およびエネルギー学関連〕 資源探査、資源開発、資源循環、資源経済、エネルギーシステム、環境負荷、再生可能エネルギー、資源エネルギー政策、など

0203：素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野

内容の例
〔量子ビーム科学関連〕 加速器、ビーム物理、放射線検出器、計測制御、量子ビーム応用、など
〔素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論〕 素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など
〔素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験〕 素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など

0204：天文学、地球惑星科学およびその関連分野

内容の例
〔天文学関連〕 理論天文学、電波天文学、光学赤外線天文学、X線γ線天文学、位置天文学、太陽物理学、系外惑星天文学、など
〔宇宙惑星科学関連〕 太陽地球系科学、超高層物理学、惑星科学、系外惑星科学、地球外物質科学、など
〔大気水圏科学関連〕 気候システム学、大気科学、海洋科学、陸水学、雪氷学、古気候学、など
〔地球人間圏科学関連〕 自然環境科学、自然災害科学、地理空間情報学、第四紀学、資源および鉱床学、など

	〔固体地球科学関連〕
	固体地球物理学、地質学、地球内部物質科学、固体地球化学、など
	〔地球生命科学関連〕
	生命の起源および進化学、極限生物学、生物地球化学、古環境学、古生物学、など
0301：材料力学、生産工学、設計工学、流体力学、熱工学、機械力学、ロボティクス、航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	
	内容の例
	〔材料力学および機械材料関連〕
	構造力学、疲労、破壊、生体力学、材料設計、材料物性、材料評価、など
	〔加工学および生産工学関連〕
	機械加工、特殊加工、超精密加工、工作機械、生産システム、精密計測、工程設計、など
	〔設計工学関連〕
	機械設計、製品設計、設計論、信頼性設計、最適設計、コンピュータ援用設計、など
	〔機械要素およびトライボロジー関連〕
	機械要素、機構学、トライボロジー、アクチュエータ、マイクロマシン、など
	〔流体力学関連〕
	流体機械、流体計測、数値流体力学、乱流、混相流、圧縮性流体、非圧縮性流体、など
	〔熱工学関連〕
	伝熱、対流、燃焼、熱物性、冷凍空調、熱機関、エネルギー変換、など
	〔機械力学およびメカトロニクス関連〕
	運動学、動力学、振動学、音響学、自動制御、バイオメカニクス、計測制御応用一般、メカトロニクス応用一般、など
	〔ロボティクスおよび知能機械システム関連〕
	ロボティクス、知能機械システム、人間機械システム、ヒューマンインタフェース、プランニング、空間知能化システム、仮想現実感、拡張現実感、など
	〔航空宇宙工学関連〕
	熱流体力学、構造力学、推進、航空宇宙機設計、生産技術、航空機システム、航行ダイナミクス、宇宙機システム、宇宙利用、など
	〔船舶海洋工学関連〕
	航行性能、構造力学、設計、生産技術、船用機関、海上輸送、海洋開発、海中工学、極地工学、海洋環境技術、など
0302：電気電子工学およびその関連分野	
	内容の例
	〔電力工学関連〕
	電気エネルギー関連、省エネルギー、電力系統工学、電気機器、パワーエレクトロニクス、電気有効利用、電磁環境、無線電力伝送、など
	〔通信工学関連〕
	情報理論、非線形理論、信号処理、通信方式、変復調、アンテナ、ネットワーク、マルチメディア通信、暗号、など
	〔計測工学関連〕
	計測理論、計測機器、波動応用計測、システム化技術、信号情報処理、センシング、など
	〔制御およびシステム工学関連〕
	制御理論、システム理論、制御システム、知能システム、システム情報処理、システム制御応用、バイオシステム工学、など
	〔電気電子材料工学関連〕
	半導体、誘電体、磁性体、有機物、超伝導体、複合材料、薄膜、機能材料、厚膜、作製評価技術、など
	〔電子デバイスおよび電子機器関連〕
	電子デバイス、回路設計、光デバイス、スピンドバイス、ミリ波テラヘルツ波、波動応用デバイス、ストレージ、ディスプレイ、プロセス技術、実装技術、など

0303：土木工学、社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野

内容の例
〔土木材料、施工および建設マネジメント関連〕 コンクリート、鋼材、複合材料、木材、舗装材料、補修補強材料、施工、維持管理、建設マネジメント、など
〔構造工学および地震工学関連〕 応用力学、構造工学、鋼構造、コンクリート構造、複合構造、風工学、地震工学、耐震構造、地震防災、など
〔地盤工学関連〕 土質力学、基礎工学、岩盤工学、土质地質、地盤の挙動、地盤構造物、地盤防災、地盤環境、トンネル工学、など
〔水工学関連〕 水理学、環境水理学、水文学、河川工学、水資源工学、海岸工学、港湾工学、海洋工学、など
〔土木計画学および交通工学関連〕 土木計画、地域都市計画、国土計画、防災計画、交通計画、交通工学、鉄道工学、測量・リモートセンシング、景観デザイン、土木史、など
〔土木環境システム関連〕 環境計画、環境システム、環境保全、用排水システム、廃棄物、水環境、大気循環、騒音振動、環境生態、環境モニタリング、など
〔社会システム工学関連〕 社会システム、経営工学、オペレーションズリサーチ、インダストリアルマネジメント、信頼性工学、政策科学、規制科学、品質管理、など
〔安全工学関連〕 安全工学、安全システム、リスク工学、リスクマネジメント、労働安全、産業安全、製品安全、安全情報、人間工学、信頼性工学、など
〔防災工学関連〕 災害予測、ハザードマップ、建造物防災、ライフライン防災、地域防災計画、災害リスク評価、防災政策、災害レジリエンス、など

0304：建築学およびその関連分野

内容の例
〔建築構造および材料関連〕 荷重論、構造解析、構造設計、各種構造、耐震設計、基礎構造、地盤、構造材料、維持管理、建築工法、など
〔建築環境および建築設備関連〕 音環境、振動環境、光環境、熱環境、空気環境、環境心理生理、建築設備、火災工学、都市環境、環境設計、など
〔建築計画および都市計画関連〕 計画論、設計論、住宅論、各種建物、都市計画、行政、建築経済、生産管理、防災計画、景観、など
〔建築史および意匠関連〕 建築史、都市史、建築論、意匠、景観、保存、再生、など
〔デザイン学関連〕 情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など

0401：材料工学、化学工学およびその関連分野

内容の例
〔金属材料物性関連〕 電気磁気物性、準安定状態、拡散、相変態、状態図、格子欠陥、力学物性、熱光物性、材料計算科学、組織解析、など
〔無機材料および物性関連〕 機能性セラミックス、ガラス、エンジニアリングセラミックス、カーボン系材料、結晶構造解析、微構造、電気物性、力学物性、物理的・化学的性質、粒界物性、など
〔複合材料および界面関連〕 機能性複合材料、構造用複合材料、生体用複合材料、複合高分子、表面処理、接合接着、界面物性、傾斜機能、など

	〔構造材料および機能材料関連〕
	社会基盤材料、構造材料、機能材料、医療福祉材料、信頼性、センサー材料、エネルギー材料、電池材料、環境材料、など
	〔材料加工および組織制御関連〕
	加工成形、造形、溶接接合、結晶組織制御、レーザー加工、精密加工、研磨、粉末冶金、コーティング一般、腐食防食、など
	〔金属生産および資源生産関連〕
	分離精製、融解凝固、結晶成長、鋳造、希少資源代替、低環境負荷、リサイクル、など
	〔移動現象および単位操作関連〕
	相平衡、輸送物性、流体系単位操作、吸着、膜分離、攪拌混合、粉粒体、晶析、製膜成形、超臨界、など
	〔反応工学およびプロセスシステム工学関連〕
	反応操作論、新規反応場、反応機構、反応装置設計、材料合成プロセス、マイクロリアクター、プロセス制御、プロセスシステム設計、プロセスインフォマティクス、など
	〔触媒プロセスおよび資源化学プロセス関連〕
	触媒調製化学、触媒機能、エネルギー変換プロセス、エネルギー技術、資源有効利用技術、触媒材料、活性点解析、など
0402 : ナノマイクロ科学、応用物理物性、応用物理工学およびその関連分野	〔バイオ機能応用およびバイオプロセス工学関連〕
	生体触媒工学、生物機能応用工学、食品工学、医用化学工学、バイオ生産プロセス、バイオリアクター、バイオセパレーション、バイオセンサー、バイオリファイナリー、など
	内容の例
	〔ナノ構造化学関連〕
	ナノ粒子化学、メゾスコピック化学、ナノ構造制御、自己組織化、ナノカーボン化学、分子デバイス、ナノ界面機能、ナノ空間機能、など
	〔ナノ構造物理関連〕
	ナノ物性、ナノプローブ、量子ドット、量子デバイス、電子デバイス、スピンドバイス、ナノ光デバイス、ナノトライボロジー、ナノカーボン物理、など
	〔ナノ材料科学関連〕
	ナノ材料創製、ナノ材料解析、ナノ表面・界面、ナノ機能材料、ナノ粒子、ナノカーボン材料、二次元材料、ナノ結晶材料、ナノコンポジット、ナノ加工プロセス、など
	〔ナノバイオサイエンス関連〕
	バイオ分子デバイス、分子マニピュレーション、分子イメージング、ナノ計測、ナノ合成、1分子科学、ナノバイオインターフェース、バイオ分子アレイ、ゲノム工学、など
	〔ナノマイクロシステム関連〕
	MEMS、NEMS、BioMEMS、ナノマイクロ加工、ナノマイクロ化学システム、ナノマイクロバイオシステム、ナノマイクロメカニクス、ナノマイクロセンサー、など
0403 : 人間医工学およびその関連分野	〔応用物性関連〕
	磁性体、超伝導体、誘電体、微粒子、液晶、新機能材料、分子エレクトロニクス、バイオエレクトロニクス、スピントロニクス、など
	〔薄膜および表面界面物性関連〕
	薄膜工学、表面界面制御、表面科学、真空、計測、分析、ナノ顕微技術、先端機器、エレクトロニクス応用、など
	〔応用物理一般関連〕
	基本物理量、標準、単位、物理量計測、物理量検出、エネルギー変換、など
	〔結晶工学関連〕
	金属、半導体、セラミックス、非晶質、結晶成長、人工構造、デバイス構造、結晶評価、プラズマプロセス、など
	〔光工学および光量子科学関連〕
	光材料、光学素子、光物性、光情報処理、レーザー、光計測、光記録、光エレクトロニクス、非線形光学、量子光学、など
	内容の例
	〔生体医工学関連〕
	医用画像、生体モデリング、生体シミュレーション、生体計測、人工臓器学、再生医工学、生体物性、生体制御、バイオメカニクス、ナノバイオシステム、など

	〔生体材料学関連〕
	生体機能材料、細胞組織工学材料、生体適合材料、ナノバイオ材料、再生医工学材料、薬物送達システム、刺激応答材料、遺伝子工学材料、など
	〔医用システム関連〕
	医用超音波システム、画像診断システム、検査診断システム、低侵襲治療システム、遠隔診断治療システム、臓器保存システム、医療情報システム、コンピュータ外科学、医用ロボット、など
	〔医療技術評価学関連〕
	レギュラトリーサイエンス、安全性評価、臨床研究、医療技術倫理、医療機器、など
	〔医療福祉工学関連〕
	健康福祉工学、生活支援技術、介護支援技術、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、福祉介護用ロボット、生体機能代行、福祉用具、看護理工学、など
0501：物理化学、機能物性化学、有機化学、高分子、有機材料、生体分子化学およびその関連分野	
	内容の例
	〔基礎物理化学関連〕
	気体、液体、固体、ナノ物質、生体関連物質、構造と物性、化学反応、分光、理論計算、データ科学、など
	〔機能物性化学関連〕
	分子性物質、無機物質、複合物質、コロイド、表面・界面、電気物性、光物性、磁気物性、エネルギー変換、触媒、など
	〔構造有機化学および物理有機化学関連〕
	有機結晶化学、分子認識、超分子、機能性有機分子、拡張 π 電子系分子、有機元素化学、反応機構解析、分子キラリティー、理論有機化学、など
	〔有機合成化学関連〕
	反応開発、反応機構解析、選択的合成、不斉合成、触媒開発、生体触媒、環境調和型合成、天然物合成、プロセス化学、など
	〔高分子化学関連〕
	高分子合成、高分子反応、機能性高分子、自己組織化高分子、非共有結合型高分子、キラル高分子、生体関連高分子、高分子物性、高分子構造、高分子界面、など
	〔高分子材料関連〕
	高分子材料物性、高分子材料合成、高分子機能材料、環境調和高分子材料、高分子液晶材料、ゲル、生体関連高分子材料、高分子複合材料、高分子加工、など
	〔有機機能材料関連〕
	有機半導体材料、液晶、光学材料、デバイス関連材料、導電機能材料、ハイブリッド材料、分子機能材料、有機複合材料、エネルギー変換材料、など
	〔生体関連化学〕
	生物有機化学、生物無機化学、生体反応化学、生体機能化学、生体機能材料、バイオテクノロジー、など
	〔生物分子化学関連〕
	天然物化学、生物活性分子、活性発現の分子機構、生体機能分子、コンビナトリアル化学、メタボローム解析、など
	〔ケミカルバイオロジー関連〕
	生体内機能発現、生体内化学反応、創薬科学、化合物ライブラリー、構造活性相関、化学プローブ、分子計測、分子イメージング、プロテオミクス、など
0502：無機・錯体化学、分析化学、無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	
	内容の例
	〔無機・錯体化学関連〕
	金属錯体化学、有機金属化学、無機固体化学、生物無機化学、溶液化学、クラスター、超分子、配位高分子、典型元素、機能物性、など
	〔分析化学関連〕
	スペクトル分析、先端計測、表面・界面分析、分離分析、分析試薬、放射化学、電気化学分析、バイオ分析、新分析法、など
	〔グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連〕
	グリーンプロセス、グリーン触媒、リサイクル、環境計測、環境調和型物質、環境負荷低減、環境修復、省資源、地球化学、環境放射能、など
	〔無機物質および無機材料化学関連〕
	結晶、アモルファス、セラミックス、半導体、無機デバイス関連材料、低次元化合物関連化学、多孔体関連化学、ナノ粒子関連化学、多元系化合物、ハイブリッド材料、など

	〔エネルギー関連化学〕
	エネルギー資源、エネルギー変換材料、エネルギーキャリア関連、光エネルギー利用、物質分離、物質変換と触媒、電池と電気化学材料、省エネルギー材料、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、など
0601：農芸化学およびその関連分野	
	内容の例
	〔植物栄養学および土壌学関連〕
	植物代謝生理、植物の栄養元素、土壌分類、土壌物理化学、土壌生物、など
	〔応用微生物学関連〕
	微生物遺伝育種、微生物機能、微生物代謝生理、微生物利用、微生物制御、微生物生態、物質生産、など
	〔応用生物化学関連〕
	細胞生化学、応用生化学、構造生物学、活性制御、代謝生理、細胞機能、分子機能、物質生産、など
	〔生物有機化学関連〕
	生物活性物質、シグナル伝達調節物質、天然物化学、天然物生合成、構造活性相関、有機合成化学、ケミカルバイオロジー、など
	〔食品科学関連〕
	食品機能、食品化学、栄養化学、食品分析、食品工学、食品衛生、機能性食品、栄養疫学、臨床栄養、など
	〔応用分子細胞生物学関連〕
	分子細胞生物学、細胞生物工学、機能分子工学、発現制御、細胞分子間相互作用、細胞機能、物質生産、など
0602：生産環境農学およびその関連分野	
	内容の例
	〔遺伝育種科学関連〕
	遺伝資源、育種理論、ゲノム育種、新規形質創生、品質成分、ストレス耐性、収量性、生殖増殖、生長生理、発生、など
	〔作物生産科学関連〕
	土地利用型作物、作物収量、作物品質、作物形態、生育予測、作物生理、耕地管理、低コスト栽培技術、環境保全型農業、耕地生態系、など
	〔園芸科学関連〕
	成長開花結実制御、種苗生産、作型、栽培技術、施設園芸、環境制御、品種開発、品質、ポストハーベスト、社会園芸、など
	〔植物保護科学関連〕
	植物病理学、植物医科学、農業害虫、天敵、雑草、農薬、総合的有害生物管理、など
	〔昆虫科学関連〕
	蚕糸昆虫利用学、昆虫遺伝、昆虫病理、昆虫生理生化学、昆虫生態、化学生態学、系統分類、寄生・共生、社会性昆虫、衛生昆虫、など
	〔生物資源保全学関連〕
	保全生物、生物多様性保全、系統生物保全、遺伝資源保全、生態系保全、微生物保全、外来種影響、など
	〔ランドスケープ科学関連〕
	造園、緑地計画、景観計画、文化的景観、自然環境保全、ランドスケープエコロジー、公園緑地管理、公園、環境緑化、参加型まちづくり、など
0603：森林園科学、水圏応用科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔森林科学関連〕
	森林生態、森林生物多様性、森林遺伝育種、造林、森林保護、森林環境、山地保全、森林利用、森林計画、森林政策、など
	〔木質科学関連〕
	組織構造、材質、リグノセルロース、微量成分、菌類、木材加工、バイオマスリファイナリー、木質材料、木造建築、林産教育、など
	〔水圏生産科学関連〕
	水圏環境、漁業、水産資源管理、水圏生物、水圏生態系、水産増殖、水産工学、水産政策、水産経営経済、水産教育、など

	〔水圏生命科学関連〕
	水生生物栄養、水生生物病理、水生生物繁殖育種、水生生物生理、水生生物利用、水生生物化学、水生生物工学、水産食品科学、など
0604：社会経済農学、農業工学およびその関連分野	
	内容の例
	〔食料農業経済関連〕
	食料消費経済、農業生産経済、農業政策、フードシステム、食料マーケティング、国際農業開発、農畜産物貿易、農村資源環境、など
	〔農業社会構造関連〕
	農業経営組織、農業経営管理、農業構造、農業市場、農業史、農村社会、農村生活、協同組合、など
	〔地域環境工学および農村計画学関連〕
	灌漑排水、農地整備、農村計画、地域環境、資源エネルギー循環、地域防災、農業用施設のストックマネジメント、水理水文、土壌物理、材料施工、など
	〔農業環境工学および農業情報工学関連〕
	生物生産施設、農業機械システム、生産環境調節、農業気象環境、農業情報システム、施設園芸、植物工場、農産物貯蔵流通加工、非破壊生体計測、遠隔計測情報処理、など
	〔環境農学関連〕
	バイオマス、環境利用改善、生物多様性、環境分析、生態系サービス、資源循環システム、低炭素社会、ライフサイクルアセスメント、環境調和型農業、流域管理、など
0605：獣医学、畜産学およびその関連分野	
	内容の例
	〔動物生産科学関連〕
	遺伝育種、繁殖、栄養飼養、形態生理、畜産物利用、環境管理、行動、アニマルセラピー、草地、放牧、など
	〔獣医学関連〕
	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学、動物看護、動物福祉、野生動物、など
	〔動物生命科学関連〕
	恒常性、細胞機能、生体防御、総合遺伝、発生分化、生命工学、など
	〔実験動物学関連〕
	遺伝子工学、発生工学、疾患モデル、施設整備、実験動物福祉、実験動物関連技術、バイオリソース、など
0701：分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	
	内容の例
	〔分子生物学関連〕
	染色体機能、クロマチン、エピジェネティクス、遺伝情報の維持、遺伝情報の継承、遺伝情報の再編、遺伝情報の発現、タンパク質の機能調節、分子遺伝、RNA機能調節、など
	〔構造生物化学関連〕
	タンパク質、核酸、脂質、糖、生体膜、分子認識、変性、立体構造解析、立体構造予測、分子動力学、など
	〔機能生物化学関連〕
	酵素、糖鎖、生体エネルギー変換、生体微量元素、生理活性物質、細胞情報伝達、膜輸送、タンパク質分解、分子認識、オルガネラ、など
	〔生物物理学関連〕
	構造生物学、生体分子の物性、生体膜、光生物、分子モーター、生体計測、バイオイメーjing、システム生物学、合成生物学、理論生物学、など
	〔ゲノム生物学関連〕
	ゲノム構造、ゲノム機能、ゲノム多様性、ゲノム分子進化、ゲノム修復維持、トランスオミックス、エピゲノム、遺伝子資源、ゲノム動態、など
	〔システムゲノム科学関連〕
	ネットワーク解析、合成生物学、バイオデータベース、バイオインフォマティクス、ゲノム解析技術、ゲノム生物工学、など

0702：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	
	内容の例
	〔細胞生物学関連〕
	細胞骨格、タンパク質分解、オルガネラ、核の構造機能、細胞外マトリックス、シグナル伝達、細胞周期、細胞運動、細胞間相互作用、細胞遺伝、など
	〔発生生物学関連〕
	細胞分化、幹細胞、再生、胚葉形成、形態形成、器官形成、受精、生殖細胞、発生遺伝、進化発生、など
	〔植物分子および生理科学関連〕
	光合成、成長生理、植物発生、オルガネラ、細胞壁、環境応答、植物微生物相互作用、代謝、植物分子機能、など
	〔形態および構造関連〕
	生物形態、比較形態、形態シミュレーション、超微形態、形態画像解析、組織構築、顕微鏡技術、イメージング、など
	〔動物生理化学、生理学および行動学関連〕
	代謝生理、神経生理、神経行動、行動生理、動物生理化学、時間生物学、比較生理学、比較内分泌、行動遺伝、など
0703：個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	
	内容の例
	〔遺伝学関連〕
	分子遺伝、細胞遺伝、発生遺伝、行動遺伝、集団遺伝、量的形質、集団ゲノミクス、ゲノムワイド関連解析、遺伝的多様性、エピゲノム多様性、など
	〔進化生物学関連〕
	分子進化、進化遺伝、表現型進化、進化発生、生態進化、行動進化、実験進化、共進化、種分化、進化理論、など
	〔多様性生物学および分類学関連〕
	分類形質、分類群、分類体系、分子系統、系統進化、種分化、自然史、生物地理、希少種保全、多様性全般、など
	〔生態学および環境学関連〕
	化学生態、分子生態、生理生態、進化生態、行動生態、個体群生態、群集生態、保全生態、生物間相互作用、生態系物質循環、など
	〔自然人類学関連〕
	形態全般、骨考古全般、生体機構、ゲノム、進化遺伝、行動、生態、比較認知、霊長類、成長と老化、など
	〔応用人類学関連〕
	生理人類学、人間工学、法医学人類学、医療人類学、生理的多型性、環境適応能全般、生体機能全般、生体計測全般、ライフスタイル、など
0704：神経科学、ブレインサイエンスおよびその関連分野	
	内容の例
	〔神経科学一般関連〕
	神経化学、神経細胞、グリア細胞、ゲノム、エピジェネティクス、神経生物、情報処理、シナプス、神経発生、など
	〔神経形態学関連〕
	形態形成、脳構造、回路構造、神経病理、など
	〔神経機能学関連〕
	神経生理、神経薬理、情報伝達、情報処理、行動、システム生理、脳循環、自律神経、など
	〔基盤脳科学関連〕
	ブレインマシンインターフェイス、モデル動物、計算論、デコーディング、操作技術、脳画像、計測科学、など
	〔認知脳科学関連〕
	社会行動、コミュニケーション、情動、意志決定、意識、学習、ニューロエコノミクス、神経心理、など
	〔病態神経科学関連〕
	臨床神経科学、疼痛学、感覚異常、運動異常、神経疾患、神経再生、神経免疫、細胞変性、病態モデル、など

0801：薬学およびその関連分野	
	内容の例
	〔薬系化学および創薬科学関連〕
	無機化学、有機化学、医薬品化学、医薬分子設計、医薬品探索、生体関連物質、ケミカルバイオロジー、など
	〔薬系分析および物理化学関連〕
	環境分析、生体分析、物理化学、生物物理、構造解析、放射化学、イメージング、製剤設計、計算科学、情報科学、など
	〔薬系衛生および生物化学関連〕
	環境衛生、健康栄養、疾病予防、毒性学、薬物代謝、生体防御、分子生物学、細胞生物学、生化学、など
	〔薬理学関連〕
	薬理学、ゲノム薬理学、応用薬理学、シグナル伝達、薬物相互作用、薬物応答、薬物治療、安全性学、など
	〔環境および天然医薬資源学関連〕
	環境資源学、天然物化学、天然活性物質、薬用資源、薬用食品、微生物薬品学、など
	〔医療薬学関連〕
	薬物動態学、医療情報学、社会薬学、医療薬学、医療薬剤学、レギュラトリーサイエンス、薬剤師教育、など
0802：生体の構造と機能およびその関連分野	
	内容の例
	〔解剖学関連〕
	解剖学、組織学、発生学、など
	〔生理学関連〕
	一般生理学、病態生理学、比較生理学、環境生理学、など
	〔薬理学関連〕
	ゲノム薬理、分子細胞薬理、病態薬理、行動薬理、創薬薬理学、臨床薬理、など
	〔医化学関連〕
	生体機能分子医化学、ゲノム医科学、人類遺伝学、疾患モデル、など
0803：病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野	
	内容の例
	〔病態医化学関連〕
	分子病態、代謝異常、分子診断、など
	〔人体病理学関連〕
	分子病理、細胞組織病理、診断病理、など
	〔実験病理学関連〕
	疾患モデル、病態制御、組織再生、など
	〔寄生虫学関連〕
	寄生虫、媒介生物、寄生虫病原性、寄生虫疫学、寄生虫感染制御、など
	〔細菌学関連〕
	細菌、真菌、薬剤耐性、細菌病原性、細菌疫学、細菌感染制御、など
	〔ウイルス学関連〕
	ウイルス、プリオン、ウイルス病原性、ウイルス疫学、ウイルス感染制御、など
	〔免疫学関連〕
	免疫システム、免疫応答、炎症、免疫疾患、免疫制御、など

0901：腫瘍学およびその関連分野	
	内容の例
	〔腫瘍生物学関連〕
	がん遺伝子、腫瘍形成、浸潤、転移、がん微小環境、がんシグナル伝達、がん細胞の特性、がん免疫細胞、など
	〔腫瘍診断および治療学関連〕
	ゲノム解析、診断マーカー、分子イメージング、化学療法、核酸治療、遺伝子治療、免疫療法、標的治療、物理療法、放射線療法、など
0902：内科学一般およびその関連分野	
	内容の例
	〔内科学一般関連〕
	心身医学、臨床検査医学、総合診療、老年医学、心療内科、東洋医学、緩和医療、など
	〔神経内科学関連〕
	神経内科学、神経機能画像学、など
	〔精神神経科学関連〕
	臨床精神医学、基礎精神医学、司法精神医学、など
	〔放射線科学関連〕
	画像診断学、放射線治療学、放射線基礎医学、放射線技術学、など
	〔胎児医学および小児成育学関連〕
	胎児医学、新生児医学、小児科学、など
0903：器官システム内科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔消化器内科学関連〕
	上部消化管、下部消化管、肝臓、胆道、膵臓、など
	〔循環器内科学関連〕
	虚血性心疾患、心臓弁膜症、不整脈、心筋症、心不全、末梢動脈疾患、動脈硬化、高血圧、など
	〔呼吸器内科学関連〕
	呼吸器内科学、喘息、びまん性肺疾患、COPD、肺がん、肺高血圧、など
	〔腎臓内科学関連〕
	急性腎障害、慢性腎臓病、糖尿病性腎症、高血圧、水電解質代謝、人工透析、など
	〔皮膚科学関連〕
	皮膚科学、皮膚免疫疾患、皮膚感染、皮膚腫瘍、など
0904：生体情報内科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔血液および腫瘍内科学関連〕
	血液腫瘍学、腫瘍内科、血液免疫学、貧血、血栓止血、化学療法、など
	〔膠原病およびアレルギー内科学関連〕
	膠原病学、アレルギー学、臨床免疫学、炎症学、など
	〔感染症内科学関連〕
	感染症診断学、感染症治療学、生体防御学、国際感染症学、など
	〔代謝および内分泌学関連〕
	エネルギー代謝、糖代謝、脂質代謝、プリン代謝、骨代謝、電解質代謝、内分泌学、神経内分泌学、生殖内分泌学、など

0905：恒常性維持器官の外科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔外科学一般および小児外科学関連〕
	外科総論、乳腺外科、内分泌外科、小児外科、移植、人工臓器、再生、手術支援、など
	〔消化器外科学関連〕
	上部消化管外科、下部消化管外科、肝臓外科、胆道外科、膵臓外科、など
	〔心臓血管外科学関連〕
	冠動脈外科、弁膜疾患外科、心筋疾患外科、大血管外科、脈管外科、先天性心疾患、など
	〔呼吸器外科学関連〕
	肺外科、縦隔外科、胸壁外科、気道外科、など
	〔麻酔科学関連〕
	麻酔、周術期管理、疼痛管理、蘇生、緩和医療、など
	〔救急医学関連〕
	集中治療、救急救命、外傷外科、災害医学、災害医療、など
0906：生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔脳神経外科学関連〕
	脳神経外科学、脊髄脊椎疾患学、など
	〔整形外科学関連〕
	整形外科学、リハビリテーション学、スポーツ医学、など
	〔泌尿器科学関連〕
	泌尿器科学、男性生殖器学、など
	〔産婦人科学関連〕
	周産期学、生殖内分泌学、婦人科腫瘍学、女性ヘルスケア学、など
	〔耳鼻咽喉科学関連〕
	耳鼻咽喉科学、頭頸部外科学、など
	〔眼科学関連〕
	眼科学、眼光学、など
	〔形成外科学関連〕
	形成外科学、再建外科学、美容外科学、など
0907：口腔科学およびその関連分野	
	内容の例
	〔常態系口腔科学関連〕
	口腔解剖学、口腔組織発生学、口腔生理学、口腔生化学、硬組織薬理学、など
	〔病態系口腔科学関連〕
	口腔感染症学、口腔病理学、口腔腫瘍学、免疫炎症科学、病態検査学、など
	〔保存治療系歯学関連〕
	保存修復学、歯内治療学、歯周病学、など
	〔口腔再生医学および歯科医用工学関連〕
	口腔再生医学、生体材料、歯科材料学、顎顔面補綴学、歯科インプラント学、など

	〔補綴系歯学関連〕
	歯科補綴学、咀嚼嚥下機能回復学、老年歯科医学、など
	〔外科系歯学関連〕
	口腔外科学、顎顔面再建外科学、歯科麻酔学、歯科心身医学、歯科放射線学、など
	〔成長および発育系歯学関連〕
	歯科矯正学、小児歯科学、など
	〔社会系歯学関連〕
	口腔衛生学、予防歯科学、口腔保健学、歯科医療管理学、歯学教育学、歯科法医学、など
	0908：社会医学、看護学およびその関連分野
	内容の例
	〔医療管理学および医療系社会学関連〕
	医療管理学、医療社会学、医学倫理、医療倫理、医歯薬学教育、医学史、医療経済学、臨床試験、保健医療行政、災害医学、など
	〔衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む〕
	衛生学、公衆衛生学、疫学、国際保健、など
	〔衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない〕
	衛生学、公衆衛生学、疫学、国際保健、など
	〔法医学関連〕
	法医学、法医病理、法中毒、法医遺伝、自殺、虐待、突然死、など
	〔基礎看護学関連〕
	基礎看護学、看護教育学、看護管理学、看護倫理、国際看護、など
	〔臨床看護学関連〕
	重篤救急看護学、周術期看護学、慢性病看護学、がん看護学、精神看護学、緩和ケア、など
	〔生涯発達看護学関連〕
	女性看護学、母性看護学、助産学、家族看護学、小児看護学、学校看護学、など
	〔高齢者看護学および地域看護学関連〕
	高齢者看護学、地域看護学、公衆衛生看護学、災害看護学、在宅看護学、など
	0909：スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野
	内容の例
	〔リハビリテーション科学関連〕
	リハビリテーション医学、リハビリテーション看護学、リハビリテーション医療、理学療法学、作業療法学、福祉工学、言語聴覚療法学、など
	〔スポーツ科学関連〕
	スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ医学、スポーツ社会学、スポーツ経営学、スポーツ心理学、スポーツ教育学、トレーニング科学、スポーツバイオメカニクス、アダプテッドスポーツ科学、など
	〔体育および身体教育学関連〕
	発育発達、身体教育、学校体育、教育生理学、身体システム学、脳高次機能学、武道論、野外教育、など
	〔栄養学および健康科学関連〕
	栄養生理学、栄養生化学、栄養教育、臨床栄養、機能性食品、生活習慣病、ヘルスプロモーション、老化、など
	1001：情報科学、情報工学およびその関連分野
	内容の例
	〔情報学基礎論関連〕
	離散構造、数理論理学、計算理論、プログラム理論、計算量理論、アルゴリズム理論、情報理論、符号理論、暗号理論、学習理論、など

	〔数理情報学関連〕 最適化理論、数理システム理論、システム制御理論、システム分析、システム方法論、システムモデリング、システムシミュレーション、組合せ最適化、待ち行列論、数理ファイナンス、など	
	〔統計科学関連〕 統計学、データサイエンス、モデル化、統計的推測、多変量解析、時系列解析、統計的品質管理、応用統計学、など	
	〔計算機システム関連〕 計算機アーキテクチャ、回路とシステム、LSI設計、LSIテスト、リコンフィギャラブルシステム、ディペンダブルアーキテクチャ、低消費電力技術、ハードウェア・ソフトウェア協調設計、組込みシステム、など	
	〔ソフトウェア関連〕 プログラミング言語、プログラミング方法論、オペレーティングシステム、並列分散処理、ソフトウェア工学、仮想化技術、クラウドコンピューティング、ソフトウェアディペンダビリティ、ソフトウェアセキュリティ、など	
	〔情報ネットワーク関連〕 ネットワークアーキテクチャ、ネットワークプロトコル、インターネット、モバイルネットワーク、パーベイシブコンピューティング、センサーネットワーク、IoT、トラフィックエンジニアリング、ネットワーク管理、サービス構築基盤技術、など	
	〔情報セキュリティ関連〕 暗号、耐タンパー技術、認証、バイオメトリクス、アクセス制御、マルウェア対策、サイバー攻撃対策、プライバシー保護、デジタルフォレンジクス、セキュリティ評価認証、など	
	〔データベース関連〕 データモデル、データベースシステム、マルチメディアデータベース、情報検索、コンテンツ管理、メタデータ、ビッグデータ、地理情報システム、など	
	〔高性能計算関連〕 並列処理、分散処理、クラウドコンピューティング、数値解析、可視化、コンピュータグラフィクス、高性能計算アプリケーション、など	
	〔計算科学関連〕 数理工学、計算力学、数値シミュレーション、マルチスケール、大規模計算、超並列計算、数値計算手法、先進アルゴリズム、など	
	1002：人間情報学、応用情報学およびその関連分野	
	内容の例	
	〔知覚情報処理関連〕 パターン認識、画像処理、コンピュータビジョン、視覚メディア処理、音メディア処理、メディア編集、メディアデータベース、センシング、センサ融合、など	
	〔ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連〕 ヒューマンインタフェース、マルチモーダルインタフェース、ヒューマンコンピュータインタラクション、協同作業環境、バーチャルリアリティ、拡張現実、臨場感コミュニケーション、ウェアラブル機器、ユーザビリティ、人間工学、など	
	〔知能情報学関連〕 探索、推論、機械学習、知識獲得、知的システム、知能情報処理、自然言語処理、データマイニング、オントロジー、エージェントシステム、など	
	〔ソフトコンピューティング関連〕 ニューラルネットワーク、進化計算、ファジィ理論、カオス、複雑系、確率的情報処理、など	
	〔知能ロボティクス関連〕 知能ロボット、行動環境認識、プランニング、感覚行動システム、自律システム、デジタルヒューマン、実世界情報処理、物理エージェント、知能化空間、など	
	〔感性情報学関連〕 感性デザイン学、感性認知科学、感性心理学、感性ロボティクス、感性計測評価、感性インタフェース、感性生理学、感性材料科学、感性教育学、感性脳科学、など	
	〔デザイン学関連〕 情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など	
〔認知科学関連〕 認知科学一般、認知モデル、感性、ヒューマンファクターズ、認知脳科学、比較認知、認知言語学、認知工学、など		

1101 : 環境解析評価、環境保全対策およびその関連分野	〔生命、健康および医療情報学関連〕
	バイオインフォマティクス、生命情報、生体情報、ニューロインフォマティクス、脳型情報処理、生命分子計算、DNAコンピュータ、医療情報、健康情報、医用画像、など
	〔ウェブ情報学およびサービス情報学関連〕
	ウェブシステム、セマンティックウェブ、ウェブマイニング、社会ネットワーク分析、サービス工学、教育サービス、医療サービス、福祉サービス、社会サービス、情報文化、など
	〔学習支援システム関連〕
	メディアリテラシー、学習メディア、ソーシャルメディア、学習コンテンツ、学習管理、学習支援、遠隔学習、eラーニング、など
	〔エンタテインメントおよびゲーム情報学関連〕
	音楽情報処理、3Dコンテンツ、アニメーション、ゲームプログラミング、ネットワークエンタテインメント、メディアアート、デジタルミュージアム、体験デザイン、など
	〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕
	図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など
	内容の例
	〔環境動態解析関連〕
	地球温暖化、環境変動、水・物質循環、海洋、陸域、極域、環境計測、環境モデル、環境情報、リモートセンシング、など
	〔放射線影響関連〕
	放射線、測定、管理、修復、生物影響、リスク、など
	〔化学物質影響関連〕
	トキシコロジー、人体有害物質、微量化学物質、内分泌かく乱物質、修復、など
	〔環境影響評価関連〕
	大気圏、水圏、陸圏、健康影響評価、社会経済影響評価、次世代影響評価、環境アセスメント、評価手法、モニタリング、シミュレーション、など
	〔環境負荷およびリスク評価管理関連〕
	環境分析技術、環境負荷解析、調査モニタリング、汚染物質動態評価、放射性物質動態評価、モデリング、暴露評価、毒性評価、リスク評価管理、化学物質管理、など
	〔環境負荷低減技術および保全修復技術関連〕
	汚染物質除去技術、廃棄物処理技術、排出発生抑制、適正処理処分、環境負荷低減、汚染修復技術、騒音振動対策、地盤沈下等対策、生物機能利用、放射能除染、など
	〔環境材料およびリサイクル技術関連〕
	循環再生材料、有価物回収、分離精製高純度化、環境配慮設計、リサイクル化学、グリーンプロダクション、ゼロエミッション、資源循環、再生可能エネルギー、バイオマス利活用、など
	〔自然共生システム関連〕
	生物多様性、保全生物、自然資本、気候変動影響、生態系影響解析、生態系管理、生態系修復、生態系サービス、自然観光資源、地域環境計画、など
	〔循環型社会システム関連〕
	物質循環システム、物質エネルギー収支解析、低炭素社会、未利用エネルギー、地域創生、水システム、産業共生、ライフサイクル評価、統合的環境管理、3R社会システム、など
	〔環境政策および環境配慮型社会関連〕
	環境理念、環境法、環境経済、環境情報、環境教育、環境活動、環境マネジメント、社会公共システム、合意形成、持続可能発展、など

(参考 1) 科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭 43 文告 309・昭 56 文告 159・昭 60 文告 127・昭 61 文告 156・平 10 文告 35・
平 11 文告 114・平 12 文告 181・平 13 文科告 72・平 13 文科告 133・
平 14 文科告 123・平 15 文科告 149・平 16 文科告 68・平 16 文科告 134・
平 17 文科告 1・平 18 文科告 37・平 19 文科告 45・平 20 文科告 64・
平 22 文科告 177・平 23 文科告 93・平 24 文科告 143・平 25 文科告 31・
平 28 文科告 73・平成 30 文科告 54・令 6 文科告 49

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第一条 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の

用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第三条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究

費補助金を交付しない。

- 一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間
 - 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 基金助成金の不正使用を行つた者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の不正使用を行つた者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間に当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第八条 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第九条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第十条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第十一条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付し

なければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第十四条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第十六条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第十七条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第十八条 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第十九条 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

附 則 (昭和四三年十一月三〇日文部省告示第三〇九号)

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

附 則 (昭和五六年一〇月一五日文部省告示第一五九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年十一月二日文部省告示第一二七号)

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

附 則 (昭和六一年一二月二五日文部省告示第一五六号)

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

附 則 (平成一〇年三月一九日文部省告示第三五号)

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

附 則 (平成一一年五月一七日文部省告示第一一四号)

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月一一日文部省告示第一八一号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年四月一九日文部科学省告示第七二号)

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成一三年八月二日文部科学省告示第一三三号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附 則 (平成一四年六月二八日文部科学省告示第一二三号)

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。

附 則 (平成一五年九月一二日文部科学省告示第一四九号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 (平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号)

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附 則 (平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 (平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号)

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等をいい、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。

3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附 則 （平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則 （平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定

された者が行う事業については、適用しない。

附 則 (平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日文部科学省告示第四九号)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(参考 2) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金) 取扱要領

(平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号)

改正	平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号
改正	平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号
改正	平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号
改正	平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正	平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号
改正	令和 元年 6 月 6 日規程第 16 号
改正	令和 元年 9 月 5 日規程第 19 号
改正	令和 2 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正	令和 3 年 3 月 25 日規程第 7 号
改正	令和 4 年 3 月 18 日規程第 7 号
改正	令和 5 年 3 月 2 日規程第 2 号
改正	令和 6 年 3 月 27 日規程第 4 号

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会 (以下「振興会」という。) が交付を行う科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金) (以下「助成金」という。) の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法 (平成 14 年法律第 159 号。以下「振興会法」という。)、振興会法第 17 条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)) 及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 並びに学術研究助成基金の運用基本方針 (平成 23 年 4 月 28 日文科科学大臣決定) に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱 (平成 23 年 4 月 28 日文科科学大臣決定) 第 7 条第 7 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費 (基盤研究 (B)、基盤研究 (C)、挑戦的研究 (開拓)、挑戦的研究 (萌芽)、若手研究 (B)、若手研究、研究活動スタート支援)
 - 二 特設分野研究基金
 - 三 国際共同研究加速基金 (国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、国際活動支援班、帰国発展研究)
 - 四 特別研究促進費
 - 五 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程 (昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。) 第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関 (文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあっては、当該大学共同利用機関法人とする。)
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関 (国内に設置されるものに限る。)) 又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人 (以下この項において「会社等」という。)) が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としての会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの (第 1 号及び前 2 号に掲げるものを除く。)) のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 5 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

(助成金の交付の対象)

- 第 4 条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究 (応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。)) であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者 (振興会特別研究員を含む。)) が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業 (研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。)) とする。
- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。)) に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を 1 年間延長することができる (ただし、国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化) により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる。))。また、振興会が別に定めるところにより、産前産後

の休暇若しくは育児休業を取得する場合又は振興会特別研究員が採用期間を中断する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

(助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業(以下「交付決定取消事業」という。)において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者(前2号に掲げる者を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
 - 五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。) 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(以下「補助金取扱要領」という。)第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。)第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
- 4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費(科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。)又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置(文部科学省が講ずるものに限る。)による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

(計画調書)

- 第7条 助成金(国際共同研究加速基金(国際活動支援班)及び特別研究促進費を除く。以下次条から第9条までにおいて同じ。)の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
- 3 国際共同研究加速基金(国際活動支援班)又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。
- 4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

- 第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。
- 2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金(国際活動支援班)又は特別研究促進費の助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

- 第9条 前条第1項により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。
- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
- 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

- 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
- 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 12 条 助成金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

- 第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

- 第 14 条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

- 第 15 条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第 16 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第 14 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

- 第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

- 第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調査上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。
- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電磁的方法による通知)

- 第 19 条 振興会は、助成金に係る通知を電磁的方法をもって行うことができる。
- 2 前項の通知は、研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、当該通知を受けるべき研究機関又は研究者に到達したものとみなす。

(電子申請等)

- 第 20 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。
- 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 22 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

- 第 21 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものである。
- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)

(電磁的方法による提出)

- 第 22 条 電磁的方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない

い。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

- 第 23 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管(電磁的記録による保存も可能とする。)しておかなければならない。

(経理の調査)

- 第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

- 第 25 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第 26 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。
- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

- 第 27 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関(振興会特別研究員にあっては、所属又は研究に従事する研究機関)のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。
- 2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 3 振興会特別研究員は、第 1 項の規定にかかわらず、その資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

- 第 28 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則(平成 23 年規程第 19 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則(平成 24 年規程第 21 号)

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則(平成 25 年規程第 3 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則(平成 28 年規程第 50 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。
- 2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領(以下「新取扱要領」という。)の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金(国際共同研究加速基金(国際活動支援班)を除く。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)を除く助成金」とする。
- 4 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年規程第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則(平成 29 年規程第 12 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則(平成 30 年規程第 4 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 30 年規程第 66 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和元年規程第 16 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和元年規程第 19 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年規程第 4 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第3条第4項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年規程第19号)第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則 (令和3年規程第7号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和4年規程第7号)

この規程は、令和4年3月18日から施行する。

附則 (令和5年規程第2号)

この規程は、令和5年3月6日から施行する。

附則 (令和6年規程第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

VI. 問合せ先等

- 1 この公募に関する問合せは、研究機関を通じて下記宛てに行ってください。

- (1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4724, 0996

※ 電話受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く）

- (2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話 0120-556-739（フリーダイヤル）
受付時間 9:30～17:30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

- (3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・府省共通研究開発管理システムヘルプデスク

電話 0570-057-060（ナビダイヤル）
受付時間：9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話 03-6631-0622

<留意事項>

- ① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (URL:<https://www.e-rad.go.jp>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

- ② システムの利用可能時間帯

（月～日）0:00～24:00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

- (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室
電話 03-5253-4111（内線：3866, 3827）
e-mail kenkyuhi@mext.go.jp

- (5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室
電話 03-6734-3874
e-mail jinken@mext.go.jp

- (6) 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用に関すること：

文部科学省研究振興局学術研究推進課科学研究費係
電話 03-6734-4087

- (7) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話 03-5214-8491

- (8) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：
大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局
電話 0564-59-5930, 5931
- (9) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：
ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局
(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)
電話 055-981-6809
- (10) 「researchmap」に関すること：
国立研究開発法人科学技術振興機構
知識基盤情報部サービス支援センター (researchmap 担当)
Web 問い合わせフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>
- (11) 「安全保障貿易管理」に関すること：
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
電話 03-3501-2800

2 応募書類（研究計画調書）の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html